七ヶ浜町避難計画

うみ・ひと・まち　七ヶ浜
TOWN OF SHICHIGAHAMA

目　次

Ⅰ.はじめに …… 1
1.避難計画の目的 …… 1
2.避難計画の構成 …… 2

Ⅱ.東日本大震災における本町の被災状況及び避難状況 …… 3
1.東日本大震災における被災状況：人的被害、避難施設等 …… 3
2.東日本大震災における避難状況：発災直後、ピーク時 …… 5
3.地域防災に対する脆弱性の評価 …… 6

Ⅲ.国・県等の避難に関する考え方・方針 …… 8
1.防災基本計画 …… 8
2.東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告 …… 8
3.津波避難のための施設整備指針 …… 10

Ⅳ.防災・減災まちづくり基本方針 …… 12
1.津波想定基準 …… 12
2.土地利用基準 …… 13
3.避難基準 …… 14
4.津波減衰基準 …… 17

Ⅴ.減災対応システム方針図 …… 18

Ⅵ.避難対策に対する取り組み …… 34
1.避難施設等の整備 …… 34
2.避難所の運営方針 …… 46
3.発災直後、発災後の安全・安心対応策 …… 47
4.啓発・教育活動、防災・避難訓練の方針 …… 48
5.ハザードマップの作成・活用 …… 49
6.防災情報の発令基準 …… 49

Ⅶ.避難計画策定経過 …… 50

Ⅰ．はじめに

１．避難計画の目的

平成 23 年 11 月 8 日に策定した七ヶ浜町震災復興計画[前期基本計画]に基づき、「津波に強いまちづくり」や「自然と共存するねばり強いハザード」を実現するため、防災・減災まちづくり基本方針を策定し、避難地の場所や面積、避難圏域や避難経路、避難誘導標識や災害種別避難誘導標識システム※1 などを本計画に盛り込み、人命を守ることを最優先に復興まちづくりに取り組むことを目的とします。

※1 災害種別避難誘導標識システム(標識システム)

災害種別避難誘導標識システムは、表示板の色と形及び表示内容の絵文字でメッセージを伝えるもので、日本工業規格(JIS)で規定された災害種別図記号に基づき、本計画に盛り込みます。

災害種別避難誘導標識システムで使用する図記号一覧

災害種別	図記号				避難誘導標識システム
	災害種別一般図記号	注意図記号	避難場所図記号	避難所図記号	
洪水	JIS Z 8210-6.5.1	—	JIS Z 8210-6.1.4	JIS Z 8210-6.1.5	附属書 A
内水氾濫					附属書 B
高潮	b) JIS Z 8210-6.5.3	JIS Z 8210-6.3.9	JIS Z 8210-6.1.6 JIS Z 8210-6.1.7	JIS Z 8210-6.1.5	附属書 C c)
津波 a)					JIS Z 9097
土石流	JIS Z 8210-6.5.2	JIS Z 8210-6.3.10	JIS Z 8210-6.1.4	JIS Z 8210-6.1.5	附属書 D
崖崩れ・地滑り	JIS Z 8210-6.5.4	JIS Z 8210-6.3.11	JIS Z 8210-6.1.4	JIS Z 8210-6.1.5	附属書 E
大規模な火事	JIS Z 8210-6.5.5	—	JIS Z 8210-6.1.4	JIS Z 8210-6.1.5	附属書 F

注 a) 津波の避難誘導標識システムについては，JIS Z 9097 を参照する。
b) 必要に応じて JIS Z 9097 に用いてもよい。
c) 高潮の標識避難誘導システムは，JIS Z 9097 に規定する津波の避難誘導標識システムを基とする。

※「津波避難場所」「津波避難ビル」として指定されている避難場所が、津波以外の災害の避難場所である場合は、津波の危険性を考慮し「津波避難場所」「津波避難ビル」の図記号を優先して使用する。なお、「避難場所の図記号」「津波避難場所または津波避難ビルの図記号」について、併記することもできる。

出典：内閣府(H28.3)

2．避難計画の構成

避難計画は、平成 23 年 4 月 25 日に策定した「震災復興基本方針」及び平成 23 年 11 月 8 日に策定した「震災復興計画[前期基本計画]」に基づき、防災・減災まちづくり基本方針、減災対応システム方針図及びハザードマップにより構成します。

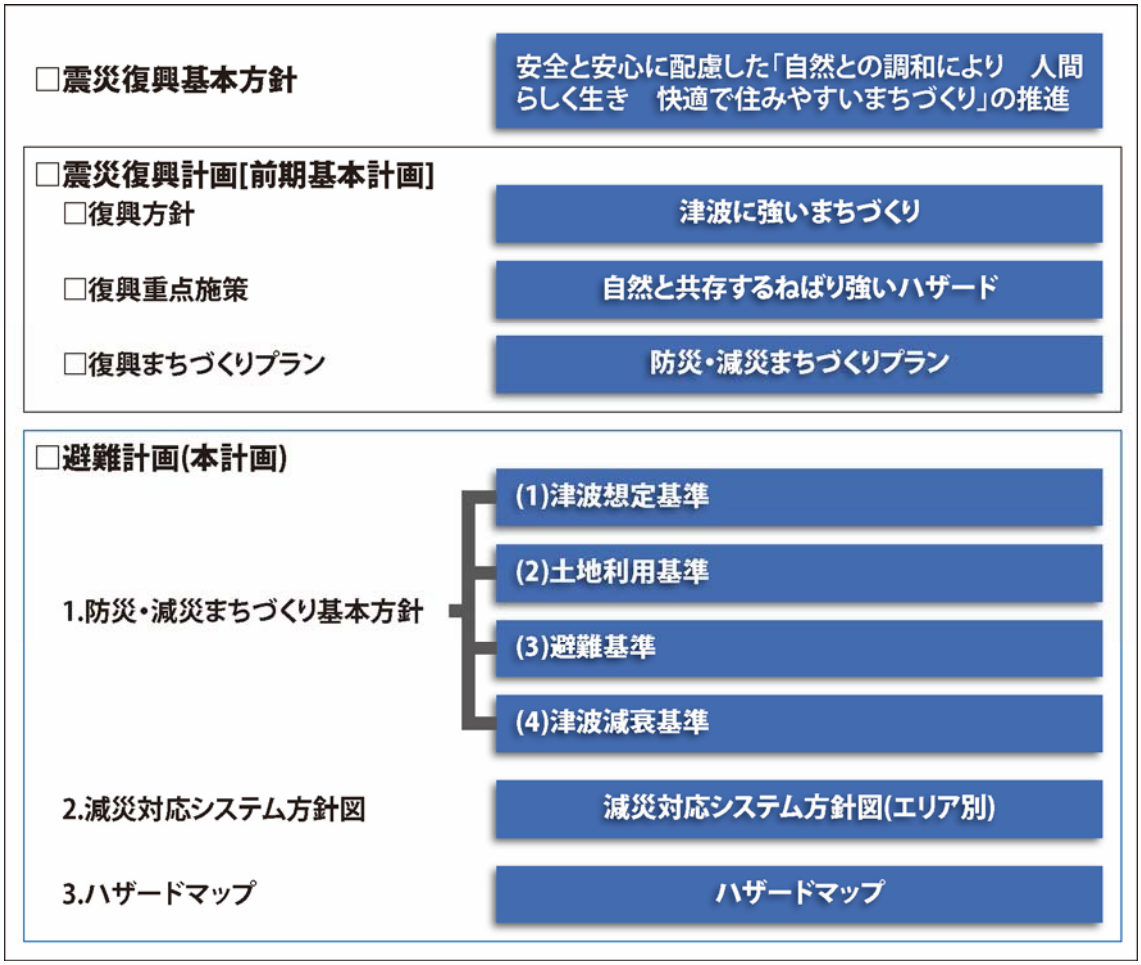

[参考]七ヶ浜町震災復興計画　前期基本計画の構成

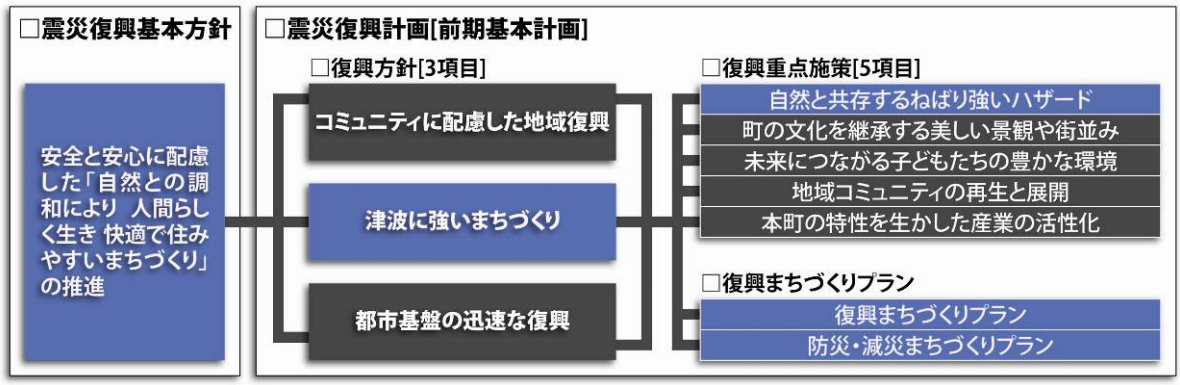

Ⅱ．東日本大震災における本町の被災状況及び避難状況

１．東日本大震災における被災状況：人的被害、避難施設等

Ａ　東日本大震災における人的被害及び住家の被害

東日本大震災において、七ヶ浜町における人的被害及び住家の被害状況は、以下のようになっています。

□七ヶ浜町における人的被害（平成 26 年 10 月 31 日現在）

七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方	60 名
七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町外の方	12 名
七ヶ浜町内で死亡が確認され、現在、身元不明の方	2 名
七ヶ浜町外で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方	34 名
東日本大震災関連で亡くなられた、七ヶ浜町民の方	3 名
計	111 名
七ヶ浜町民の行方不明者（死亡届提出者含む）	2 名

□七ヶ浜町における住家の被害（平成 27 年 7 月 15 日現在）

（単位：世帯）

地区名	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	計
湊　浜	9	7	22	101	139
松ヶ浜	50	7	33	271	361
菖蒲田浜	334	31	22	51	438
花渕浜	162	47	16	62	287
吉田浜	33	9	13	97	152
代ヶ崎浜	59	69	35	50	213
東宮浜	1	16	47	98	162
要害御林	5	24	30	86	145
境　山	5	2	40	225	272
遠　山	8	19	100	437	564
亦　楽	3	1	12	117	133
汐見台	1	1	26	577	605
汐見台南	4	4	17	433	458
計	**674**	**237**	**413**	**2,605**	**3,929**

資料：七ヶ浜町税務課調査（行政区別罹災証明発行世帯数）

B　東日本大震災における避難施設の被害状況

東日本大震災において、地震及び津波による被害を受けた避難施設は以下のようになっており、海岸部に立地する避難所は津波による被害を受け、高台の避難所の一部については、地震の揺れによる被害を受けています。

□　避難所一覧表（建物）

地区名	名　称	被害状況
湊　　浜	湊浜地区公民分館	一部損壊（地震被害により建て替え）
松　ヶ　浜	松ヶ浜小学校	一部損壊（校舎壁亀裂、設備破損等）
松　ヶ　浜	松の川集会所	全壊（津波流失）
菖蒲田浜	菖蒲田浜地区公民分館	全壊（津波被害により取り壊し）
花　渕　浜	七ヶ浜国際村	一部損壊（舞台リブガラス破損、屋根破損等）
花　渕　浜	花渕浜地区公民分館	全壊（津波流失）
吉　田　浜	吉田浜地区公民分館	被害なし
代ヶ崎浜	代ヶ崎浜地区公民分館	全壊（津波被害により取り壊し）
東　宮　浜	東宮浜地区公民分館	一部損壊（地震被害により補修）
要害御林	要害地区公民分館	一部損壊（地震被害により建て替え）
境　　山	境山地区公民分館	被害なし
境　　山	歴史資料館	一部損壊（地震被害により補修）
遠　　山	向洋中学校	一部損壊（校舎壁亀裂等、校庭地盤沈下）
遠　　山	遠山地区公民分館	一部損壊（地震被害により建て替え）
遠　　山	遠山保育所	全壊（地震被害により建て替え）
遠　　山	遠山・境山コミュニティセンター	被害なし
亦　　楽	七ヶ浜町役場	一部損壊（地震被害により補修）
亦　　楽	町民体育館	全壊（地震被害により取り壊し）
亦　　楽	生涯学習センター	一部損壊（地震被害により補修）
亦　　楽	アクアリーナ	一部損壊（地震被害により補修）
亦　　楽	亦楽小学校	一部損壊（校舎、屋内運動場壁亀裂等）
亦　　楽	七ヶ浜中学校	半壊（地震被害により校舎取り壊し、建て替え）
亦　　楽	亦楽地区公民分館	被害なし
亦　　楽	母子健康センター	一部損壊（一部の壁に亀裂等）
汐　見　台	汐見小学校	一部損壊（校舎、屋内運動場壁亀裂等）
汐　見　台	汐見台第1分館	被害なし
汐　見　台	汐見台第2分館	被害なし
汐　見　台	汐見保育所	一部損壊（一部の壁に亀裂等）
汐見台南	汐見台南第1集会所	一部損壊（津波被害により補修）
汐見台南	汐見台南第2集会所	被害なし

２．東日本大震災における避難状況：発災直後、ピーク時

東日本大震災における避難の状況は、3 月 11 日の発災直後は 3,800 人程度でしたが、ピークは、3 月 14 日の 6,100 人程度となっています。

これは、発災時が平日の昼間であったことから勤務先で被災し、当日には避難所にたどり着けなかった方がいるのに加え、石油コンビナート基地内の火災により、二次的被害による避難指示が出されたため、発災直後より数日後にピークになりました。また、避難場所については、発災直後は指定避難所以外の一時避難場所に避難する人も多く見られました。

□　東日本大震災における避難の状況

地区名	施設名称	11 日	12 日	13 日	14 日	15 日	16 日	17 日
湊　浜	湊浜地区公民分館	10	10	10	10	10	10	10
松ヶ浜	松ヶ浜小学校	700	700	1000	2000	1400	428	430
	ソニー寮	84	84	0	0	0	0	0
菖蒲田浜	五社明神(境内)	180	180	6	0	0	0	0
吉田浜	吉田浜地区公民分館	80	80	80	80	80	80	55
	吉田浜第 2 避難所	41	41	50	50	50	0	0
代ヶ崎浜	多聞山	20	20	20	0	0	0	0
東宮浜	鳳寿寺	80	80	60	60	60	80	80
	同性寺(墓地)	47	47	56	0	0	0	0
	東宮神社	20	20	0	0	0	0	0
	東宮浜(吉田氏宅付近)	40	40	30	30	30	0	0
要害御林	御林日通アパート B-101	15	15	15	15	15	15	15
境　山	境山地区公民分館	120	120	72	100	100	15	15
	歴史資料館	16	16	0	0	0	0	0
遠　山	遠山保育所	100	100	0	0	0	0	0
	向洋中学校	137	137	0	0	0	0	0
	遠山地区公民分館	30	30	0	5	20	0	0
	遠山･境山コミュニティセンター	50	50	0	0	0	0	0
	りらく接骨院	30	30	0	0	0	0	0
	健作接骨院	20	20	14	14	15	0	0
亦　楽	生涯学習センター	400	400	1070	1350	1150	450	341
	国際村	203	389	389	389	308	305	300
	亦楽小学校	300	300	610	610	450	303	284
	七ヶ浜中学校武道館	290	290	430	420	430	190	190
	役場(水道事業所含む)	130	146	216	456	448	120	100
	母子健康センター	0	0	99	91	58	0	0
	亦楽地区公民分館	80	80	30	80	80	20	20
	スポーツ管理棟	8	8	8	8	8	3	3
汐見台	汐見保育所	97	97	300	150	150	58	51
	汐見台幼稚園	30	30	30	30	20	0	0
	汐見小学校	125	125	0	0	0	0	0
	汐見台第1分館	35	35	35	20	0	0	0
	汐見台第2分館	30	30	30	25	0	0	0
	社協･あさひ園	109	109	30	30	30	0	0
	ワーフ事務所2階	9	9	9	0	0	0	0
汐見台南	汐見台南第2集会所	197	197	120	120	100	85	70
計		3,863	4,065	4,819	6,143	5,012	2,162	1,964

※出典：七ヶ浜町災害対策本部資料

３．地域防災に対する脆弱性の評価

Ａ　地域の災害に対する弱さを踏まえた避難計画の確保

災害に対する弱さとは、被害を拡大する潜在的な要因を指し、地域における社会的要因（高齢・災害弱者などの地域住民特性、老朽建築物・狭隘道路などの地域社会基盤特性）、土地自然的要因（切土・盛土・切盛境界・液状化・危険斜面など地盤特性）、その他に地域特有の要因があります。これらの具体的な分布状況を把握し、これらの要因を回避、あるいは留意した避難計画を構築します。

七ヶ浜町における災害に対する弱さとして、災害時避難行動要支援者である高齢者の割合が高い地区は、松ヶ浜・菖蒲田浜・花渕浜・吉田浜・代ヶ崎浜・東宮浜地区で、乳幼児の割合が高い地区は汐見台南地区となっています。

また、土石流危険渓流が花渕浜地区に、急傾斜地崩壊危険箇所が・菖蒲田浜・花渕浜・代ヶ崎浜・東宮・要害地区に多く指定されています。

□　地区別 65 歳以上の人口

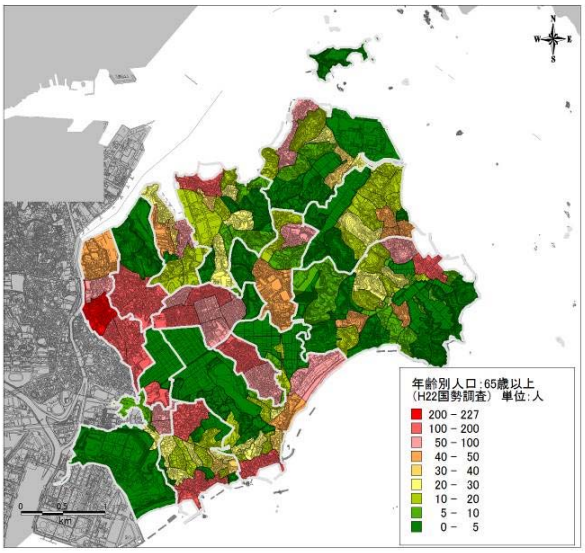

□　地区別 65 歳以上の人口割合

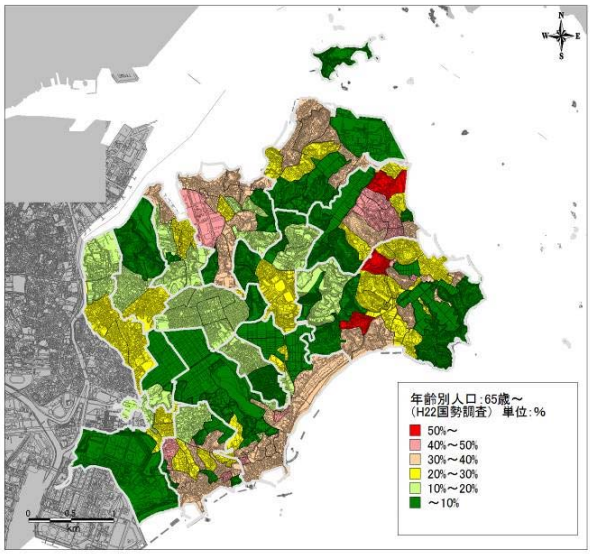

□　地区別 4 歳以下の人口

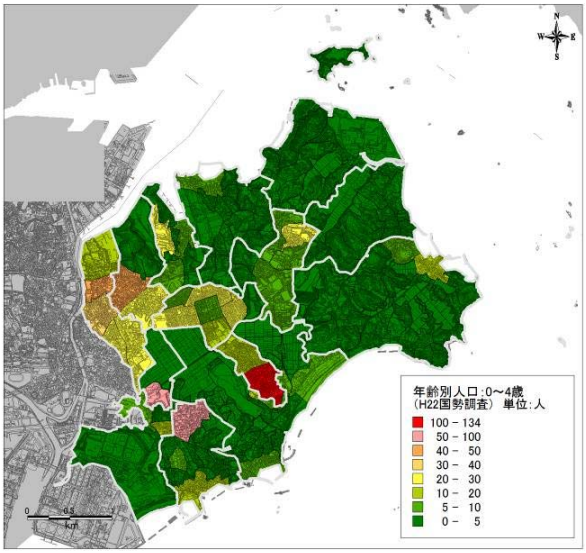

□　地区別 4 歳以下の人口割合

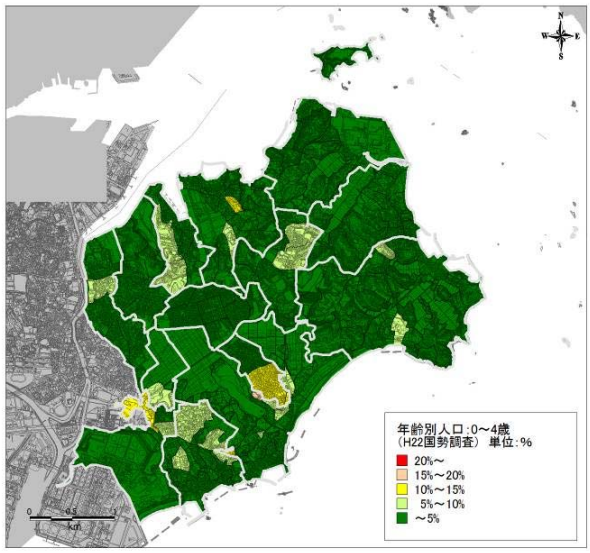

□　土砂災害危険箇所

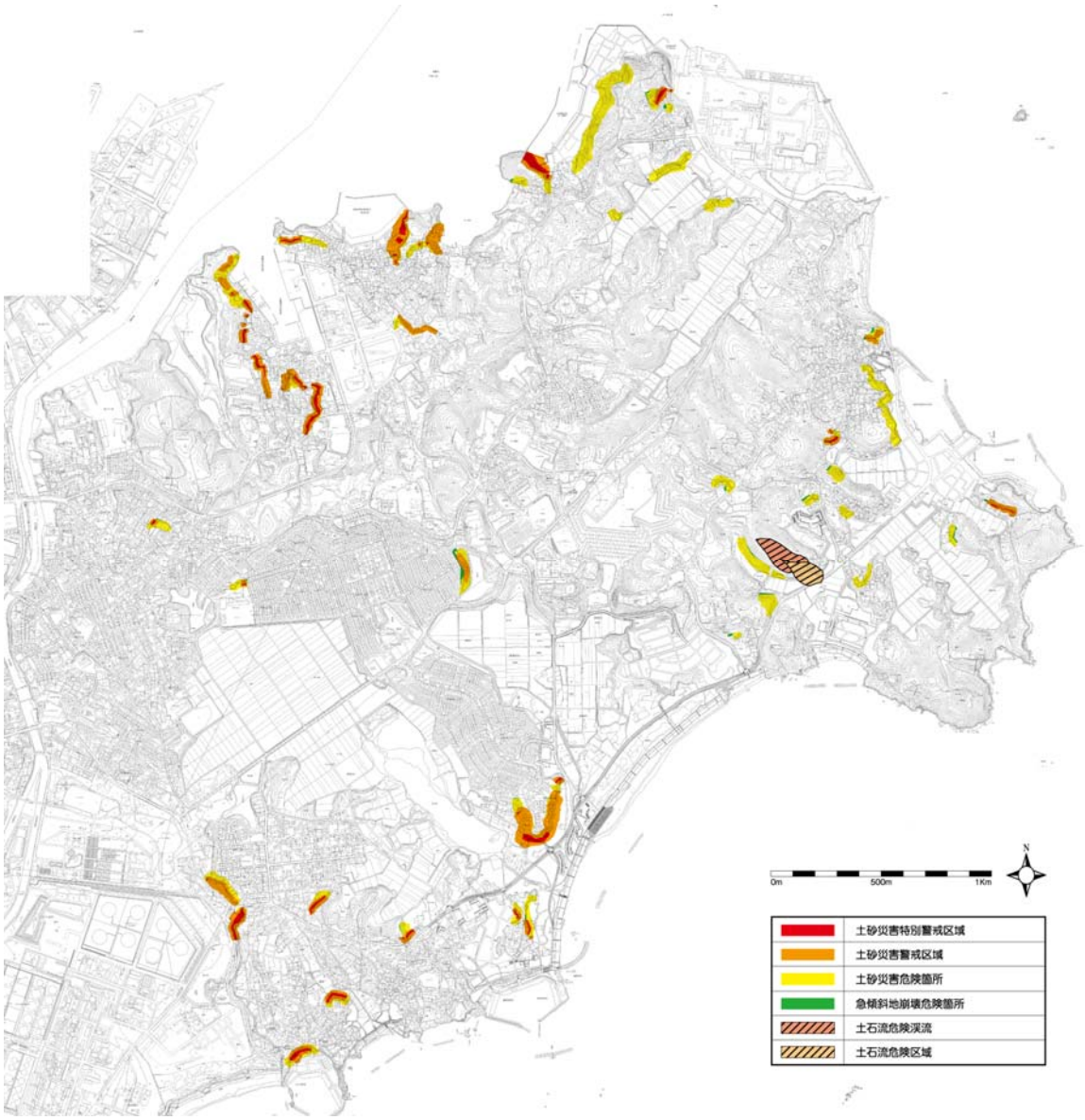

B　災害発災時・発生直後の安全・安心対応策の立案

防災は基本的に発災に備えるものであることに対し、避難計画は、発災後の避難行動・避難所確保に加え、避難後の状況が変化した地域社会における安全・安心の確保が必要であるため対応策が求められます。今回の大震災では、震災当夜から発生した窃盗、衛生環境の悪化、興味本位の侵入者などがあり、これらに対する対応策について立案していきます。

Ⅲ．国・県等の避難に関する考え方・方針

東日本大震災以降、国や宮城県において東日本大震災における新たな知見を踏まえて、防災対策に関する検討が行われ、各種の方針や提言等が示されています。本計画においても、これらの方針や提言を踏まえて、具体的な避難計画を策定します。

国や県等から示されている方針や提言等の内、避難に関わる部分を抜粋し、以下に示します。

1．防災基本計画（平成 23 年 12 月）

A　基本的な考え方

・最大クラスの津波に対しては，住民等の生命を守ることを最優先として住民等の避難を軸に総合的な対策を講じる。

B　津波に強いまちづくり

・徒歩による避難を原則として、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。（特に津波到達時間が短い地域では概ね 5 分程度。困難な地域は方策を十分に検討）

C　事前対策

・津波による危険が予想される市町村は津波避難計画の策定を行い、住民等への周知徹底を図る。
・ハザードマップ、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。
・多くの利用者が集まる施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努め、必要に応じて多数の避難者の集中や混乱にも配慮する。
・津波発生の避難は徒歩を原則とし、地方公共団体は原則の周知に努める。ただし、地域の状況を踏まえ、やむを得ない場合は、事前に市町村が警察と十分に調整を図り、自動車により安全かつ確実に避難できる方策を検討する。
・地方公共団体は、防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。また、災害時避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、情報の把握及び関係者との共有に努める。

2．東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告（平成 23 年 9 月）

A　基本的な事項

・最大クラスの津波に対しては、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、海岸保全施設等のハード対策と、ハザードマップ整備などの避難を中心とするソフト対策を組み合わせて実施。
・津波からの避難は、強い揺れや長い揺れを感じた場合、迷うことなく自ら高い場所に避難することが基本。

・津波到達時間が短い地域では、概ね５分程度で避難できるようなまちづくりを目指すべき。ただし、地形的条件などの状況により、このような対応が困難な地域では、津波到達時間などを考慮して避難方策を検討。

B　円滑な避難行動のための体制整備とルールづくり

○津波警報と防災対応

津波警報は、その伝達すべき内容について、受け手の立場に立って検討する。津波警報や予想される津波高に応じた防災活動・避難行動について、より具体的な検討を行う。

○情報伝達体制の充実・強化

津波襲来時の情報伝達は、防災行政無線、J-ALERT（全国瞬時警報システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するとともに、広域停電や庁舎被災などを想定した対応を検討する。

○地震・津波観測体制の充実強化

津波予測の高精度化のため、海域部の海底地震計、沖合水圧計、GPS波浪計等の観測体制を充実する。

○津波避難ビル等の指定、避難場所や避難路の整備

まちづくりと一体となって避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段を整備する。津波避難ビル等については、指定要件や構造・立地基準の見直しを行う。

○避難誘導・防災対応に係る行動のルール化

避難行動や避難状況などについて網羅的に調査分析を行う。

津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。

C　地震・津波に強いまちづくり

○多重防護と施設整備

津波による浸水被害を軽減し、避難のためのリードタイムを長くするため、粘り強い海岸保全施設等や多重防護としての道路盛土等交通インフラの活用等による二線堤を整備する。

○行政関連施設、福祉施設等は、浸水リスクが少ない場所に建設

最大クラスの津波が発生した場合においても、行政・社会機能を維持するために、行政関連施設、避難場所、福祉施設、病院等は浸水リスクが少ない場所に建設する。

○地域防災計画と都市計画の有機的な連携

地域防災計画と都市計画を有機的に連携させ、長期的な視点で安全なまちづくりを進める。その際、防災に関する専門家の参画を必要に応じて求める。

D　津波に対する防災意識の向上

○ハザードマップの充実

配布することだけで認知度を高めることには限界があり、ハザードマップの内容について、しっかりと伝える制度・仕組みを構築する。

○徒歩避難原則の徹底等と避難意識の啓発

徒歩による避難を原則とする。今回自動車で避難し生存した者も多く存在することを踏まえ、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策について、今後検討する。

○防災教育の実施と地域防災力の向上

住んでいる地域の特徴や地震・津波に対する危険性、過去の被害状況、得られた教訓について、継続的かつ充実した防災教育を全国的に実施し、住民においても共有していく取組を強化する。

3．津波避難のための施設整備指針（平成 24 年 3 月：宮城県）

A　基本的考え方

・今次津波での経験と課題を後世に伝えながら、再び最大クラスの津波が発生した際の確実な避難を長期に渡って持続し、かつコスト面にも配慮した長期的な視点のもと、避難場所・津波避難ビル等、避難路、避難誘導サインを検討。
・今回の今次津波をベースに、悪条件下で最大クラスの津波が発生することを想定。
・人工物や津波浸水想定などの予測には限界があることを認識した上で、できる限り安全側となるように配慮。

B　避難対象地域の設定

・津波浸水予測図に基づいて指定するが、予測の上での限界があるため、安全側に立って（広めに）指定。
・居住地等のまとまりを想定の上、設定。

C　避難場所の考え方

・避難対象地域外において、既存の避難場所や、今後指定が見込まれる場所を設定。
・何よりも安全性が確保されていることが重要であり、機能性そのものは段階的に確保することを念頭に置き、積極的に設定。
・機能性の確保として、避難者数に応じた十分なスペースを確保することが必要であり、既存のスペースで不足する場合は、新たな避難場所の指定や整備を検討することが必要。

D　避難路・避難経路の考え方

・避難する方向が感覚的にわかりやすくすることが重要。
・サインに頼らずとも避難できるような道路網を形成することが望ましい。
・できるだけ多くの地域から短時間での避難を可能とすることが重要。

E　避難誘導サイン

・避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難経路を有効に機能させるためには、啓発や情報提供を行うための避難誘導サインも必要。
・長期的に認知・継承されるため、石碑などの風化しないような形態とすることや、持続的なメンテナンスを考慮し、既存施設（道路情報板や建物の壁面等）の活用により、効率的に整備・運用することを十分に検討。

・避難対象地域において、以下の 3 種類のサイン設置を検討。

分類	目的・掲示内容
学習系サイン1	「地域の津波の危険性」「被害の歴史」「津波の起こるしくみ」などを知らせる啓発的なもの
学習系サイン2	「津波避難場所」「津波避難ビル」「安全な高さ」「避難方向（経路）」「避難方法」といった避難のためのもの
緊急情報系サイン	津波の発生を「感じ・あるいは知り」「逃げる」ための緊急情報を発信するもの

■避難・誘導標識のシステム（必要アイテム）

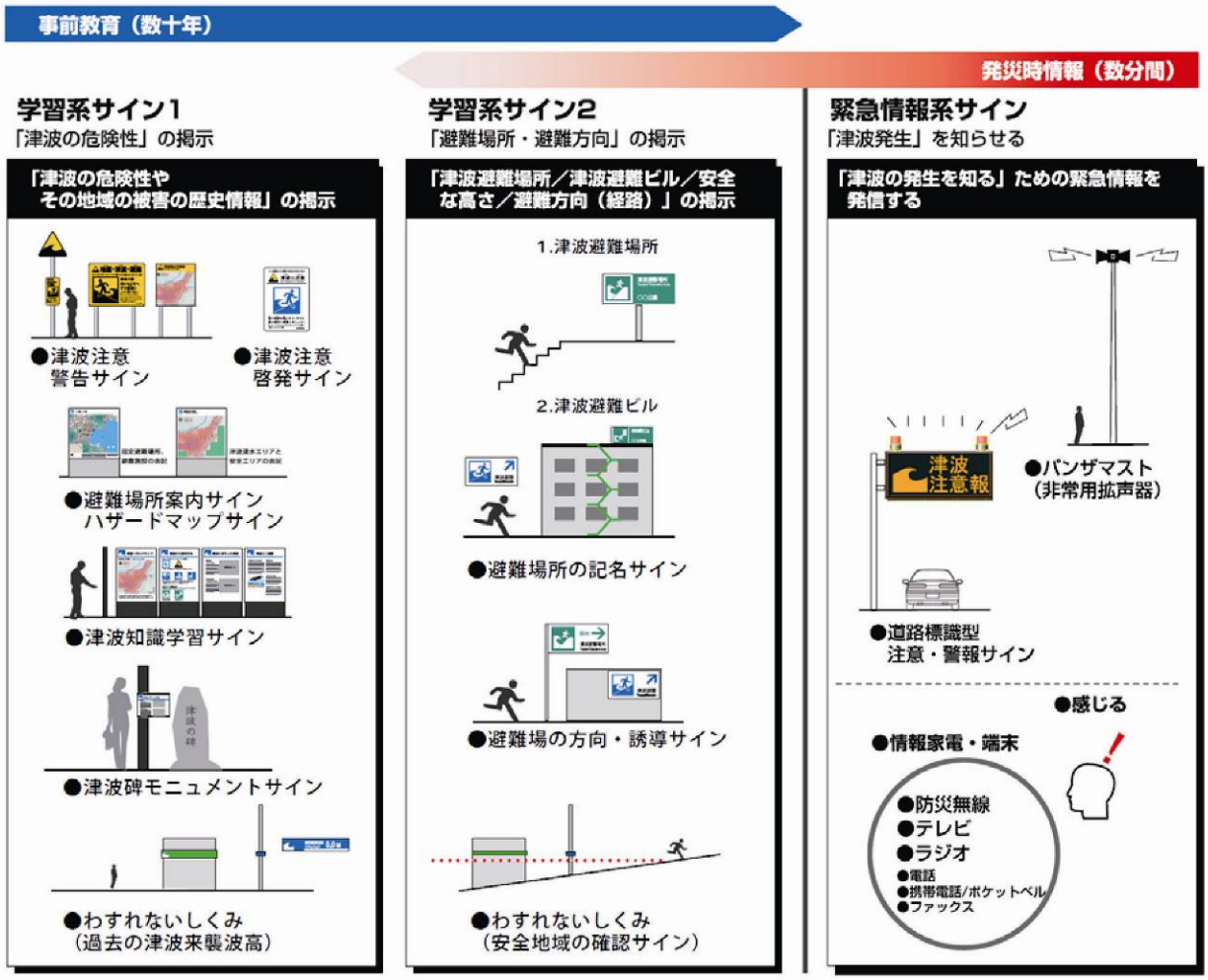

資料） NPO 防災デザイン研究会「津波防災ピクトグラム 2004-2005」

・県内において、同じようなサインで異なる内容を示すことがないよう、サインに用いるピクトグラムについては、P1 に示すような基本要素を使用することを原則。

Ⅳ．防災・減災まちづくり基本方針

平成 23 年 4 月 25 日に策定した震災復興基本方針の「安全と安心に配慮した 自然との調和により 人間らしく生き 快適で住みやすいまちづくり」を推進するため、防災・減災まちづくり基本方針を定めます。

防災・減災まちづくり基本方針は、海岸保全施設のみで対応できない既往最大津波や最悪津波に対応するため、全町域を対象とした地域防災・減災のルール化を行います。

これらのルール化にあたっては、町民全ての人命を守ることを前提に津波想定を明確にし、土地利用と避難計画が一体となったルール設定を行うものです。

１．津波想定基準

津波レベル	説明	防災・減災の考え
発生頻度の高い津波 （津波レベル１）	数十年～百数十年単位で発生する比較的頻度の高い津波を想定(明治三陸津波など)	津波シミュレーション結果に基づく、海岸保全施設の整備により人命と財産、地域経済活動の安定化などを図ります。（宮城県設定の計画堤防高）
既往最大津波 （津波レベル２）	発生頻度は少ないものの数百年～千年単位で発生する最大クラスの津波を想定(貞観津波や今回の東北地方太平洋沖地震による津波など)	海岸保全施設のみで対応できない津波に対し、海岸防災林の整備による津波減衰対策に加え、避難することを軸とし、人命を守ることを最優先に土地利用と避難計画が一体となったルールを設定します。 本町では、今次津波再現計算による津波シミュレーション結果に基づき、土地利用を業務系・居住系・公共系の各エリアに大別し、居住系エリアについては、災害危険区域(建築基準法第 39 条)の指定により、居住用の建物が建てられない場所として設定します。
最悪津波	既往最大津波に東北地方太平洋沖地震と同様の地盤沈下と朔望満潮時であった条件を追加した津波を想定	何としてでも人命を守るための最悪想定の津波として設定します。

２．土地利用基準

国が示す「土地利用調整ガイドライン」を参考に、土地利用を業務系（産業施設）、居住系（住宅・福祉施設等）、公共系（庁舎、学校、公民分館等）の各エリアに大別する。既往最大津波（今次津波再現計算）による津波シミュレーション結果に基づき、既往最大津波に対応した土地利用の基本ルールを設定します。

□土地利用の基本ルール

土地利用区分	L2 津波による浸水深		
	浸水なし	2m 未満	2m 以上
業務系	原則として制限なし	原則として制限なし	避難計画と合わせた立地誘導、一階床高さ制限等の条件付
居住系	高台整備予定地・民間開発予定地・公営住宅・福祉施設・病院	嵩上げ整備予定地	避難計画と合わせた立地誘導、一階床高さ制限等の条件付
公共系	学校・地区公民分館・消防防災施設・その他公共施設	既設の公共施設を建て替えする際は、浸水なし地域への誘導、もしくは嵩上げ	新規は原則不可・建替えは避難計画と合わせた立地誘導、耐震構造等の条件付

Ａ　業務系

津波による壊滅的被害を受けた県道沿い等の業務系エリアは、居住系エリアとの一体的な整備により、津波リスクを低減化した地域への立地誘導を図ります。

配置にあたっては、津波に対する安全性の確保とともに、事業者の意向を反映しながら、産業活性化に向けた立地誘導を図ります。

店舗等には、町外からの来訪者や高齢者などあらゆる人の集客が見込まれるため、避難対策と合わせた立地誘導を図ります。

Ｂ　居住系

津波による壊滅的被害を受けた沿岸部の居住系エリアは、高台の丘陵地整備・面的な宅地の嵩上げ整備により、建築物に壊滅的被害を及ぼさない許容浸水深である 2m 程度※2 まで津波リスクを低減化した地域への居住誘導を図ります。ただし、原位置での再建希望者については、津波シミュレーション結果に基づき、避難ルートの確保や建築制限による居室の床の高さ、建物の構造などの制限（建築基準法第 39 条）により必要な減災対策を進めます。

新たな居住エリアの配置にあたっては、行政区ごとのコミュニティ維持、町民バスぐるりんこ等の交通手段、海岸線沿いの景観、防災拠点機能の確保等に留意しながら、なるべく集約的な設定を行います。

新規居住者を見込む民間開発や多くの高齢者の居住が見込まれる災害公営住宅、災害時避難行動要支援者が滞在する福祉施設、病院等は既往最大津波に対応した非浸水エリアに誘導します。

C　公共系

災害発生時に災害対策本部となる町役場や避難所となる学校、地区公民分館等の公的施設は、最悪津波に対応した非浸水エリアに誘導します。

既設の学校、地区公民分館等で最悪津波の浸水エリアとなる場合は、適切な避難対策により浸水エリアでの設置を許容するものとします。

※2　建築物に壊滅的被害を及ぼさない許容浸水深

・東日本大震災による被災現況調査結果（平成 23 年 8 月　国土交通省資料）
・全般的な傾向として浸水深 2m前後で被災状況に大きな差があり、浸水深 2m以下の場合には建物が全壊となる割合は大幅に低下します。七ヶ浜町においても同様の傾向があり浸水深 2m以下での全壊割合は 2 割以下にとどまっています。

3．避難基準

七ヶ浜町地域防災計画及び地域の自主防災組織のルールを基に、町全体の減災対応システムの再構築を図ります。避難計画においては、最悪津波（今次津波満潮時計算）による津波シミュレーション結果に基づき、減災対応システムの基本ルールを設定します。

A　基本的構成

減災対応システムは、避難施設及びこれらをネットワークする避難経路、防災通信網等で構成します。

減災対応システムの配置・整備にあたっては、災害時の避難、情報伝達が円滑に進むよう最悪津波に対応した避難ルート、情報網等のネットワーク確保に努めます。

減災対応システムに基づき、地域防災組織等が災害時の避難を主導的に進め、町が後方支援する体制をとります。

【減災対応システム概念図】

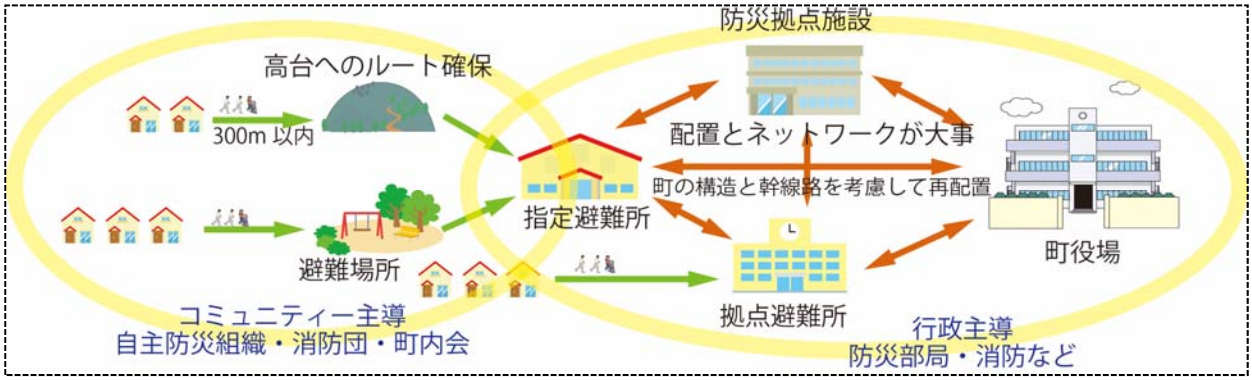

B　避難施設

避難施設は、最悪津波に対応した設定とし、地域で取り決めた一時避難場所、地域防災計画で指定する指定避難所に加え、小中学校等の 3 つの拠点エリアの公共施設を拠点避難所、さらに生涯学習センターエリアとスポーツセンターエリアを避難支援の拠点施設として設定し、その施設整備の基本ルールを設定します。

□　避難施設の整備方針

避難施設	説明	施設要件
一時避難場所	自主防災組織や町内会の取り決めにより安全な高台の広場や公園等を設定	・最低 100 名の人員が避難できる広場を想定 ・可能な限り、指定避難所もしくは拠点避難所への避難ルートを確保できるよう、避難路を整備 ・高齢者等の災害時避難行動要支援者に配慮し、300m 圏内での設定を基本※3
指定避難所	地域防災計画指定の避難所で、地区公民分館や集会所など地域ごとに指定	・高齢者等の災害時避難行動要支援者にも配慮したバリアフリー対応 ・最低 100 名の収容人員を確保し、震災発生時は、地区の避難所として活用できることを想定
拠点避難所	指定避難所と連携し、防災・減災機能の充実と情報通信網や連絡通路などネットワークを強化	・小中学校等の 3 つの拠点エリアの公共施設を拠点避難所に設定し、最低 1,000 名の収容人員を確保 ・自家発電設備や資機材・備蓄食料等を確保し、長期的な避難に対応
防災拠点施設	災害発生時に救出・救助、避難誘導、医療・救護等の拠点とし、災害応急対策を実施するために必要となる施設を防災拠点施設として設定 ・情報収集・伝達拠点 ・保健・医療・救護拠点 ・避難拠点 ・輸送拠点 ・備蓄拠点 ・災害ボランティア拠点 ・給水拠点	・災害対策本部（役場）など、行政機関の補助機能として、業務継続(BCP)計画に配慮した施設機能を確保 ・拠点避難所や指定避難所のハブ機能として、避難所のサポート機能に配慮し、発災時の各避難所への支援活動はもちろん、高齢者等の災害時避難行動要支援者のケア機能を確保 ・自家発電設備や資機材・備蓄食料等を確保し、指定避難所や拠点避難所の支援体制を確立 ・地域ボランティアセンターとの連携により、長期避難に備えたボランティアの受け入れや支援物資のストックヤードとして利用 ・災害応急対策を円滑かつ確実に実施できるよう、施設の耐震性の向上や災害応急対策に必要な資機材等を整備、防災拠点施設が被害を受けた場合は、応急復旧による迅速な機能回復を優先 ・情報収集・伝達拠点とし、地域住民や多くの人々が集客するエリアには、正確な情報を伝達するとともに災害に係る情報を災害対策本部と受伝達する機能、避難地としての機能、避難者の収容機能を確保

避難施設	説明	施設要件
避難経路	地域住民、来訪者が日常的に利用する県道、主要町道等の幹線道路を基点とし、避難場所、避難所に導くルートを設定	・地域防災計画で示される十分な幅員、複数経路の確保、危険箇所の回避に留意するとともに、最悪津波想定での津波浸水エリアに配慮 ・地区住民に加え、沿岸部に観光客(海水浴客や釣り客など)が想定される地域は、観光協会等と連携したパンフレット配布、来訪者を含めた避難訓練の実施等により、啓発・普及を促進
誘導標識	最悪津波での想定による津波浸水エリアを踏まえ、減災対応システム方針図に基づき、津波避難誘導標識を設置	・地区住民に加え、沿岸部に観光客(海水浴客や釣り客など)が想定される地域は、津波避難誘導標識の設置場所の見直し、強化を行い、ピクトグラムシステムの活用により、近傍の高台のみならず指定された避難場所、避難所に適切に誘導
防災通信網	災害時の情報収集、伝達手段として防災通信網の確保や整備の充実	・同報系防災無線については、被災箇所の復旧とともに、難聴区域での新設を行い、災害時の確実な情報伝達を促進 ・移動系無線機については、地域防災計画で位置づける避難所に確保し、円滑かつ迅速な情報収集・伝達を促進

※3　避難可能距離の算出

「津波到達予想時間T」と「歩行速度Ｐ１」の関係から、「避難可能距離Ｌ１」を算出

○避難可能距離Ｌ１（m）＝歩行速度Ｐ１（m/秒）×（津波到達予想時間T－t1－t2）

・歩行速度Ｐ1：1.0m/秒（老人単独歩行 1.3m/秒、障害者の歩行速度 0.91/秒）、

・津波到達予想時間T：50 分（今次津波（町調査）、想定宮城沖地震（地域防災計画））

・避難準備時間ｔ1：10 分

・高台等に上がる時間ｔ2：最大浸水深Ｈを 20m、「階段・上り坂昇降速度 P2」を 0.2m/秒と設定し、H/P2 で算出

避難可能距離 L1=P1（1.0m/秒）×（T(3000 秒）－t1(600 秒)－t2（100 秒））＝2,300m　⇒500m（避難できる限界距離の目安）

※参考「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成 17 年 6 月内閣府）」、

「津波対策推進マニュアル報告書（平成 14 年 3 月津波対策推進マニュアル検討委員会）」

４．津波減衰基準

Ａ　発生頻度の高い津波（津波レベル１）対応

・発生頻度の高い津波に対しては、町内の防潮堤について計画堤防高（宮城県設定）による再整備を行い、発生頻度の高い津波での人命、財産の防護を図ります。（宮城県対応）

Ｂ　既往最大津波（津波レベル２）対応

・既往最大津波に対しては、海岸防災林の整備を通して、防潮堤を越流してきた津波の浸水深・流速・流体力の低下を促進させます。

・海岸防災林は、津波エネルギーの減衰効果に最低限必要な目安となる林帯幅 50m 程度以上、可能であれば 200m 以上※4 の確保に努めます。また、林帯幅 50m 以上の確保が困難な場合においても、海岸防災林の整備による漂流物の捕捉により津波被害の軽減に努めます。

【津波減衰の考え方】

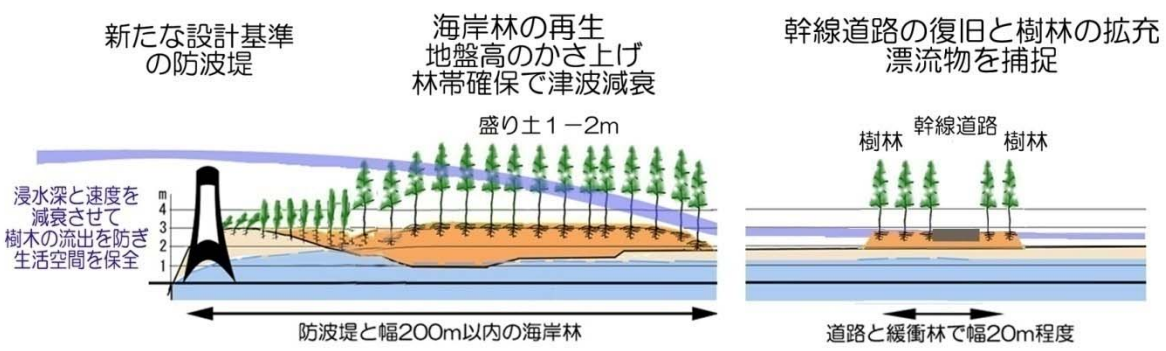

※4　津波に対する海岸防災林の効果

今後における海岸防災林の再生について　最終報告
（平成 24 年 2 月　東日本大震災に係る海岸防災林の再生に関する検討会）

海岸林防災林の再生方針（一部抜粋）

（２）林帯の配置

イ　津波エネルギーの減衰効果等の観点からは、これまでの研究成果によると、津波高 3m 等の一定条件での数値シミュレーション結果ではあるが、林帯幅 50m 程度以上で家屋被害等に影響する津波の流体力（流速、水流圧力等）を半分以下に低減し、津波の到達距離、浸水深の低減は林帯幅 200m 以上から高い効果がみられるとの知見がある。

さらに、今回実施した津波高 6.5m 等の一定条件での数値シミュレーションではあるが、林帯幅の広さに応じてその効果が発揮され、林帯幅が 200m の海岸防災林が存在した場合には、流体力が３割程度減少する結果となっている。

なお、これらは、幹折れ等の樹木の被害が生じない場合の知見であり、津波エネルギーの減衰効果等は、津波の規模や地形、林分構造等により異なることから、必要に応じ、箇所ごとにその効果を検証することが望ましい。

Ⅴ．減災対応システム方針図

東日本大震災における教訓や新たな知見及び国・県等から示されている防災・避難に対する考え方等を踏まえ、七ヶ浜町における避難場所の設定・避難路の設定・避難誘導案内板の設定及び整備方針を定め、減災対応システム方針図として取りまとめます。

取りまとめにあたって、避難対象となる人数を以下のように設定しました。

七ヶ浜町の住民の内、津波等の被害が想定される区域の居住者全員及び区域外の居住者で避難するであろうと想定される人数の避難率を算定し、居住者の避難対象者数としました。

さらに、居住者の避難対象者数に、海水浴客・釣り客等の観光客数を加えた数を避難対象者とし、地区別に避難者数を算定しました。

避難者数の算定の計算方法は、以下のとおりです。

※　災害発生の時間や季節等により避難者の発生状況や避難施設からの退去の状況は異なるため、実際の最大限の避難者の発生状況を想定することは困難であるが、避難者が最大限発生した場合においても、対応が可能な事を想定し、避難計画を策定しています。

□　居住者数

・平成 29 年 4 月時点の小字単位別人口を推計。

→人口総数は、H24.4.1 から変動なしとする。

H24.4.1 時点の住基人口は大字単位集計のため、国勢調査結果（小地域集計）を用いて小字単位人口に分割推計。

さらに、高台移転等による人口移動を考慮する。

【推計方法】

Step1.：H22 国勢調査の小地域人口統計表を基に、同じ大字内に占める各小字の構成比を算出する。

Step2.：H24.4.1 時点の大字単位人口（住基）に、step1 で算出した各小字の構成比を乗じて、各小字単位の人口（移転等未考慮）を算出する。

菖蒲田浜字長砂の例：　大字総数 1,327 人（H24.1）×構成比 10.8%=143 人

Step3.：高台移転等による人口移動を考慮する。

①現地再建以外の住民を一旦除外する

（居住意向調査(H24.2 実施)において、 今後の住まいの場所を「現地再建、再建予定」以外を選択した世帯数に町平均世帯人員を乗じた数を各小字から除外）

②居住拠点や災害公営住宅に移転する住民を加える

（建設戸数に町平均世帯人員を乗じた数を各小字に加える）

□　避難率の算定

・夜間人口をもとにピーク時の避難率を想定

避難者数の推移

東日本大震災時の避難状況

【発災直後】3/11　3,863 名　→　【ピーク時】 3/14　6,143 名

発災直後の避難者数はピーク時の 62.8%≒七ヶ浜町の昼夜間人口比率 65.3%（H17 国勢調査）

⇒ピーク時の避難者数は石油コンビナート基地内の火災により、2 km圏内の住民に避難指示を行い避難したものと想定される。（ピーク時の避難者数＝夜間の避難者数）

夜間人口からピーク時の避難者数を想定

避難率の考え方

浸水区域＝避難率 100%

非浸水区域＝東日本大震災時の実績値をもとに 25.5%

【非浸水区域居住者の避難率推計方法】

①東日本大震災時の実績値をもとに算出

東日本大震災での浸水区域の避難率＝73.2%※1

七ヶ浜町の推定浸水域にかかる人口＝9,149 名※2

Step1.：浸水区域からの避難者数を算出。

推定浸水区域にかかる人口×浸水区域からの避難率

Step2：.非浸水区域からの避難者数を算出。

ピーク時避難者数（夜間人口）－浸水区域からの避難者数

Step3：.非浸水区域の避難率を算出。

非浸水区域からの避難者数÷非浸水区域人口

⇒非浸水区域の避難率は 24.0%

※1 国土交通省「東日本大震災の津波被災現況調査結果（第 3 次報告）～津波からの避難実態調査結果（速報）」　H23.12、※2 総務省統計局 4 月 25 日公表データ

②仙台市「東日本大震災に関する市民アンケート調査」の結果

地震発生時にいた場所が浸水しなかった方のうち、帰宅困難者に該当しない方の避難率＝25.5%

①・②の結果より、非浸水区域の避難率を安全側の 25.5%とする。

□　観光客数の推計

・H22(震災前)の観光入込数（ピーク時）を利用

○海水浴場　1,590 人/日（63,598 人/7,8 月）　※海水浴場はオープン期間（40 日）で案分

○遊漁船　63 人/日（502 人/10 月）

○ヨットハーバー　75 人/日（600 人/8 月）

○陸釣り　240 人/日（1,920 人/8 月）

○ｻｰﾌｨﾝ・ﾏﾘﾝｽﾎﾟｰﾂ　81 人/日（650 人/6 月）

※遊漁船、ヨットハーバー、陸釣り、サーフィンは週末分（8 日）で按分

減災対応システム方針図
00 総括図

津波想定基準、土地利用基準、避難基準、津波減衰基準に基づいた減災対応システム方針図を示します。

【減災対応システムの体系】

地域の自主防災会との意見交換結果を踏まえ作成

①基本的構成
- 減災対応システムは、地域の自主防災組織や町内会で取り決めた一時避難場所、地域防災計画で指定する指定避難所のほか、小中学校等の 3 つの拠点エリアの公共施設を拠点避難所に設定し、防災機能、防災ネットワークを強化
- 地域主導による避難所までの誘導・避難、町は後方支援の体制を確立

②避難施設
- 一時避難場所を 300m 圏内に設定
- 指定避難所は、避難所として活用ができる公民分館や集会所などを町が地域ごとに指定
- 拠点避難所のある 3 エリアには、長期避難に対応した自家発電整備や資機材、備蓄食料を確保

③防災拠点施設
- 生涯学習センターエリア・スポーツセンターエリアと海浜公園エリアを避難者や避難所運営を支援する各機関の防災拠点施設として設定
- 災害時の防災機能の整備はもちろん、避難者への情報伝達、被災者の生活再建への支援や復興まちづくりの拠点として充実・強化

④避難経路
- 海岸を基点に避難場所、避難所へ誘導
- 幅員、複数経路、危険箇所回避、最悪津波想定の浸水エリア等に配慮

⑤誘導標識
- 最悪津波対応の避難誘導標識の整備
- 観光など来訪者の多い海岸部への避難誘導標識の強化

⑥防災通信網
- 同報系防災無線の難聴区域への新設
- 情報網・連絡網の確立に向けた移動系無線機の整備

避難施設	指定避難場所（一時避難場所）	【共通事項】 ・居住箇所から 300m 以内 【指定避難場所】 ・公園や広場など ・地域防災計画で指定 【一時避難場所】 ・自主防災組織や消防団、町内会での取り決めにより設定
	指定避難所	・地区公民分館や広場など ・地域防災計画で指定
	拠点避難所	・学校など ・3 拠点を新たに指定し、津波レベル 2 に対応した情報網、避難所運営に必要な資機材、食料の備蓄を確保する。
防災拠点施設		・発災時の避難誘導や避難支援、災害応急対策の支援拠点 ・被災者の生活再建への支援や復興まちづくりの拠点

減災対応システムの全体イメージ

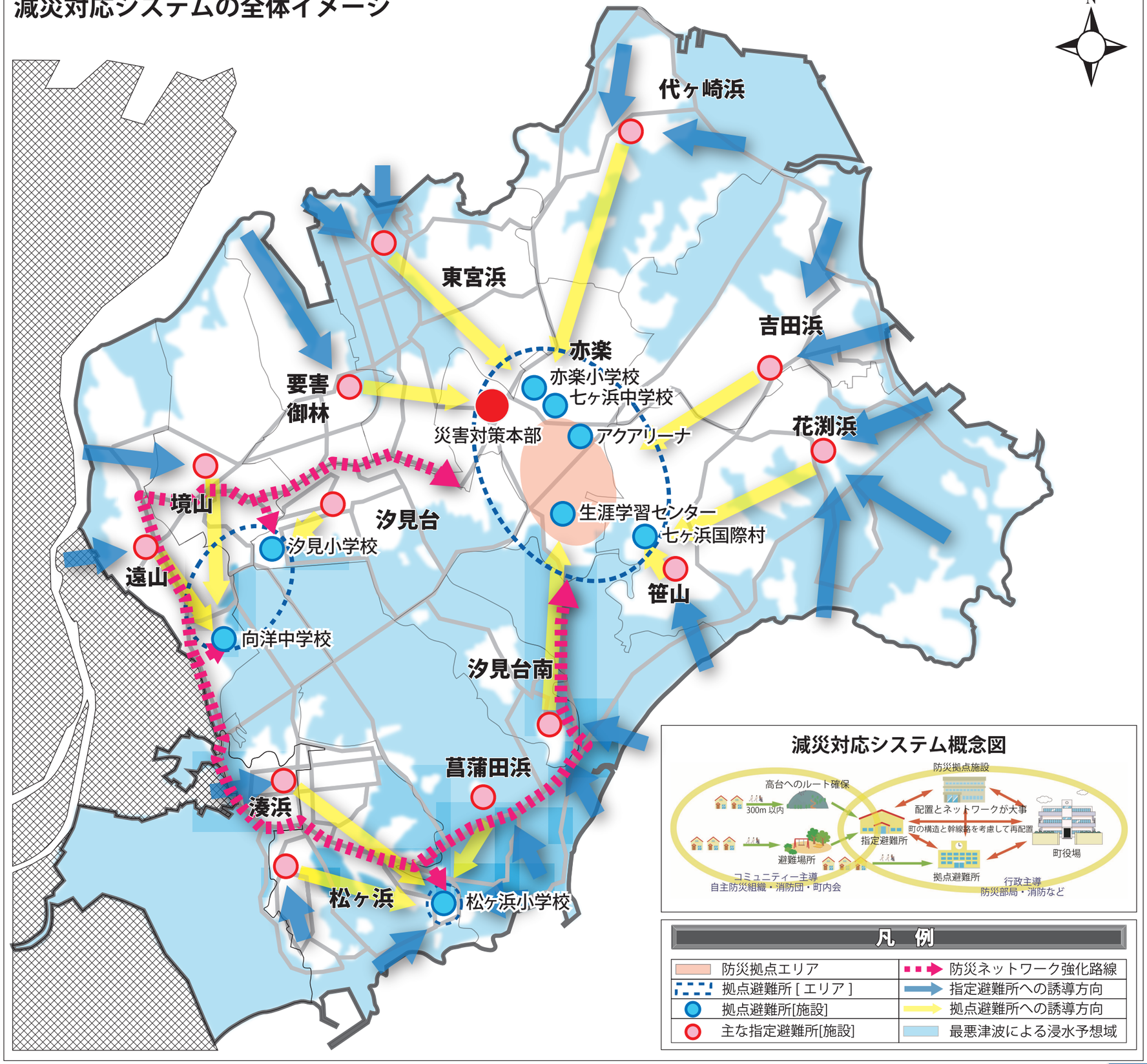

減災対応システム方針図
01 湊浜・松ヶ浜

□避難経路

避　難　経　路

発災直後 ／ 長期避難

避難対象エリア	指定避難場所（一時避難場所）	指定避難所	拠点避難所
1 湊浜（升形、１丁目、２丁目、砂山） 松ヶ浜（謡、祝口、笹山） 避難者数：642	湊浜児童公園 一本松公園 謡児童遊園	湊浜地区避難所（屋内）	向洋中学校 松ヶ浜小学校
2 湊浜（熊野） 松ヶ浜（丸山、西原、西沢田、待井、浜屋敷） 陸釣客、遊漁船 避難者数：491	松ヶ浜地区避難所（屋外）	松ヶ浜地区避難所（屋内）	
3 松ヶ浜（東沢田、後田、折越、神明裏、神明表） 菖蒲田浜（一本松、堤渕、宅地） 避難者数：348	松ヶ浜小学校（屋外）		
4 菖蒲田浜（和田、久保、橋元、諏訪前、林合、向山、後田、浜伊場、石畑、招又、中田） 陸釣客、遊漁船 避難者数：625	菖蒲田浜地区避難所（屋外）	菖蒲田浜地区避難所（屋内）	亦楽小学校

※ここで示している避難者数は、P18 で推計した居住人口を基に、平成 29 年 4 月時点の最大の避難者数を想定したものです。
※ここで示す一時避難場所は、主な場所を掲載しています。

指定避難場所（一時避難場所）	【共通事項】 ・居住箇所から 300m 以内 【指定避難場所】 ・公園や広場など ・地域防災計画で指定 【一時避難場所】 ・自主防災組織や消防団、町内会での取り決めにより設定
指定避難所	・地区公民分館や広場など ・地域防災計画で指定
拠点避難所	・学校など ・3 拠点を新たに指定し、津波レベル 2 に対応した情報網、避難所運営に必要な資機材、食料の備蓄を確保する。

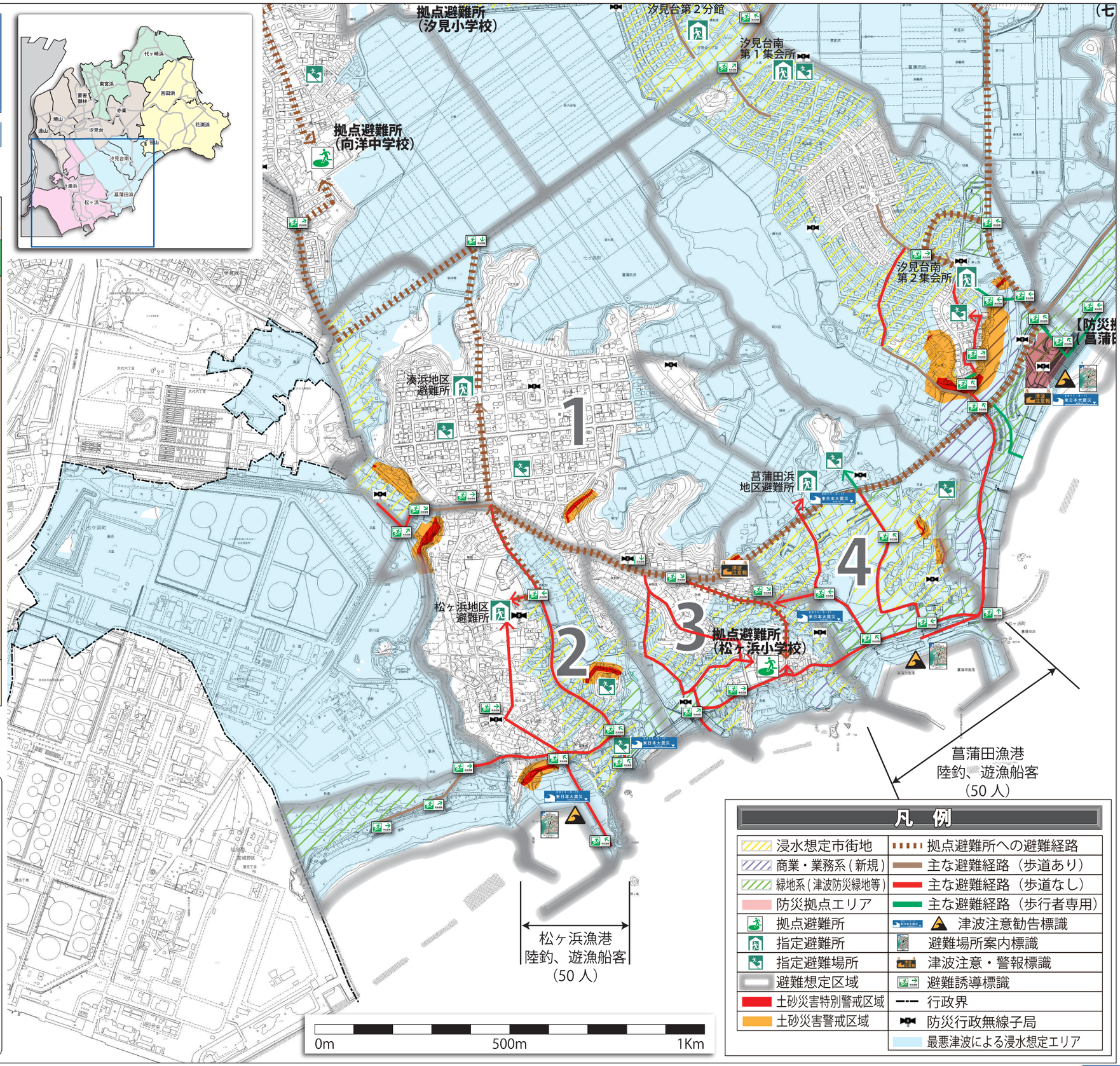

減災対応システム方針図
02 菖蒲田浜・汐見台南

□避難経路

避　難　経　路

発災直後 ← → 長期避難

避難対象エリア	指定避難場所（一時避難場所）	指定避難所	拠点避難所
1 汐見台南（汐見台南、1丁目、2丁目） 菖蒲田浜（切通、牛ノ鼻木、長砂、東峠下、西峠下、化粧石、韮ケ森） 避難者数：1,884	汐見台南一時避難場所	七ヶ浜中学校	
	夏公園	アクアリーナ 生涯学習センター	
1 菖蒲田浜海水浴客・公園利用者 避難者数：434	菖蒲田浜海浜公園		
2 菖蒲田浜（東原） 吉田浜（野山） 避難者数：56	ｻｯｶｰｽﾀｼﾞｱﾑ		
3 花渕浜（笹山、長須賀、金色、高山） 菖蒲田浜海水浴客 サーフィン・マリンスポーツ客 避難者数：1,377	笹山地区 避難所（屋外）	笹山地区 避難所（屋内）	七ヶ浜国際村 （屋内）
	花渕浜字高山		
4 花渕浜（大山、白坂） 避難者数：24	七ヶ浜国際村 （屋外）		

※ここで示している避難者数は、P18 で推計した居住人口を基に、平成 29 年 4 月時点の最大の避難者数を想定したものです。
※ここで示す一時避難場所は、主な場所を掲載しています。

指定避難場所 **（一時避難場所）**	【共通事項】 ・居住箇所から 300m 以内 【指定避難場所】 ・公園や広場など ・地域防災計画で指定 【一時避難場所】 ・自主防災組織や消防団、町内会での取り決めにより設定
指定避難所	・地区公民分館や広場など ・地域防災計画で指定
拠点避難所	・学校など ・3 拠点を新たに指定し、津波レベル 2 に対応した情報網、避難所運営に必要な資機材、食料の備蓄を確保する。

0m　500m　1Km

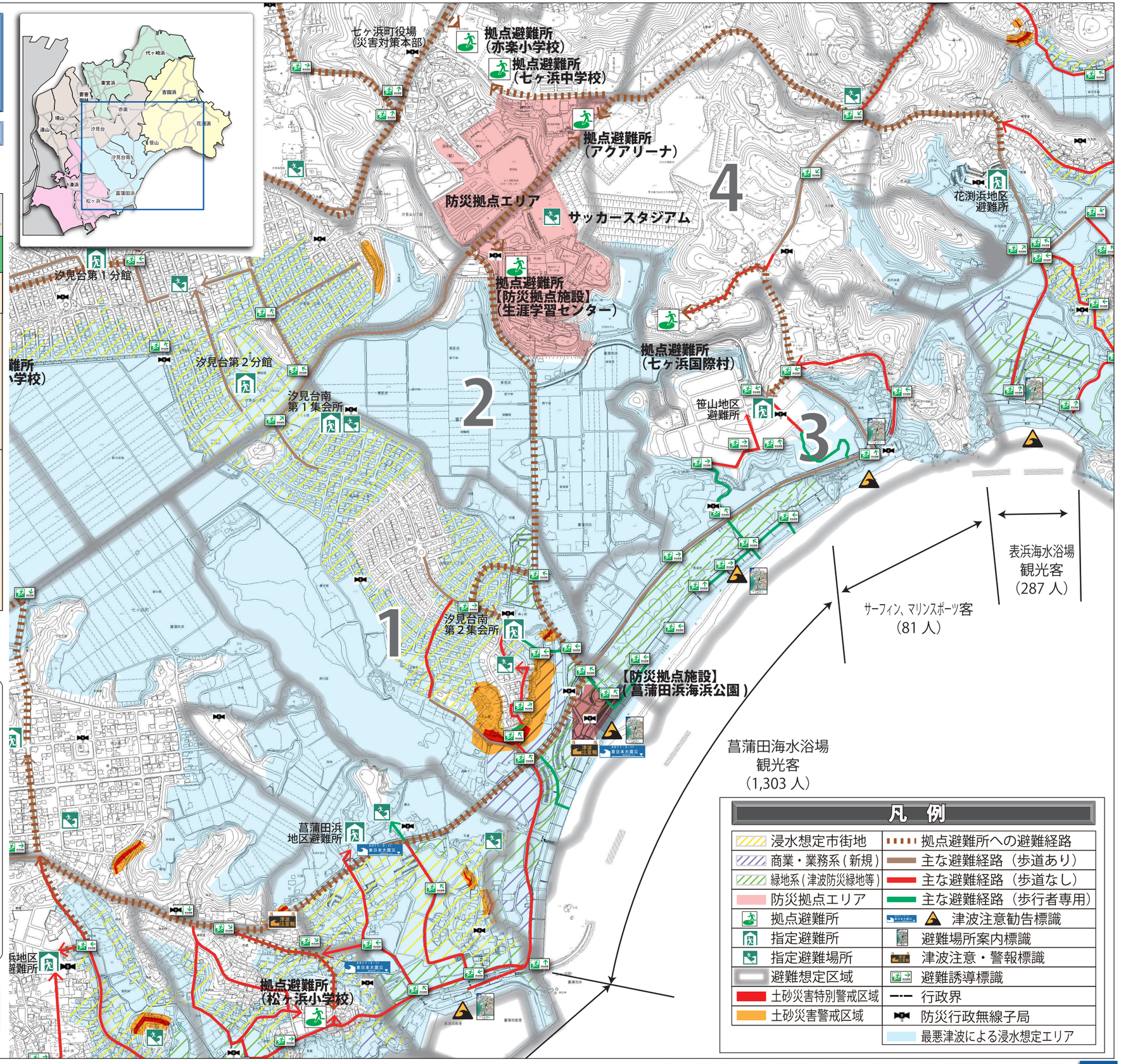

凡　例

浸水想定市街地	拠点避難所への避難経路
商業・業務系（新規）	主な避難経路（歩道あり）
緑地系（津波防災緑地等）	主な避難経路（歩道なし）
防災拠点エリア	主な避難経路（歩行者専用）
拠点避難所	津波注意勧告標識
指定避難所	避難場所案内標識
指定避難場所	津波注意・警報標識
避難想定区域	避難誘導標識
土砂災害特別警戒区域	行政界
土砂災害警戒区域	防災行政無線子局
	最悪津波による浸水想定エリア

減災対応システム方針図
03 花渕浜・吉田浜・笹山

□避難経路

避　難　経　路

発災直後

長期避難

避難対象エリア	指定避難場所（一時避難場所）	指定避難所	拠点避難所
1 花渕浜（五月田、藤ヶ沢、観音堂、安場、三月田、舘下、谷地、塚田、四月田、新清水沢、後田、古舘、上清水沢、表浜一、天神堂、表浜二） ヨットハーバー客 表浜海水浴客 避難者数：598	花渕浜字観音堂	花渕浜地区避難所（屋内）	アクアリーナ（屋内）
	花渕浜地区避難所（屋外）		
	花渕浜字安場		
2 吉田浜（沢尻、台、二月田、前塚、居久保、宮前、浜屋敷、上ノ台、大豆沢、東君ケ岡） 花渕浜（鹿野、上ノ山） 陸釣客、遊漁船 避難者数：331	吉田神社境内	吉田浜地区コミュニティセンター（屋内）	
	金剛寺境内		
	花渕浜字上ノ山		
	吉田浜地区コミュニティセンター（屋外）		

※ここで示している避難者数は、P18 で推計した居住人口を基に、平成 29 年 4 月時点の最大の避難者数を想定したものです。

※ここで示す一時避難場所は、主な場所を掲載しています。

指定避難場所（一時避難場所）	【共通事項】 ・居住箇所から 300m 以内 【指定避難場所】 ・公園や広場など ・地域防災計画で指定 【一時避難場所】 ・自主防災組織や消防団、町内会での取り決めにより設定
指定避難所	・地区公民分館や広場など ・地域防災計画で指定
拠点避難所	・学校など ・3 拠点を新たに指定し、津波レベル 2 に対応した情報網、避難所運営に必要な資機材、食料の備蓄を確保する。

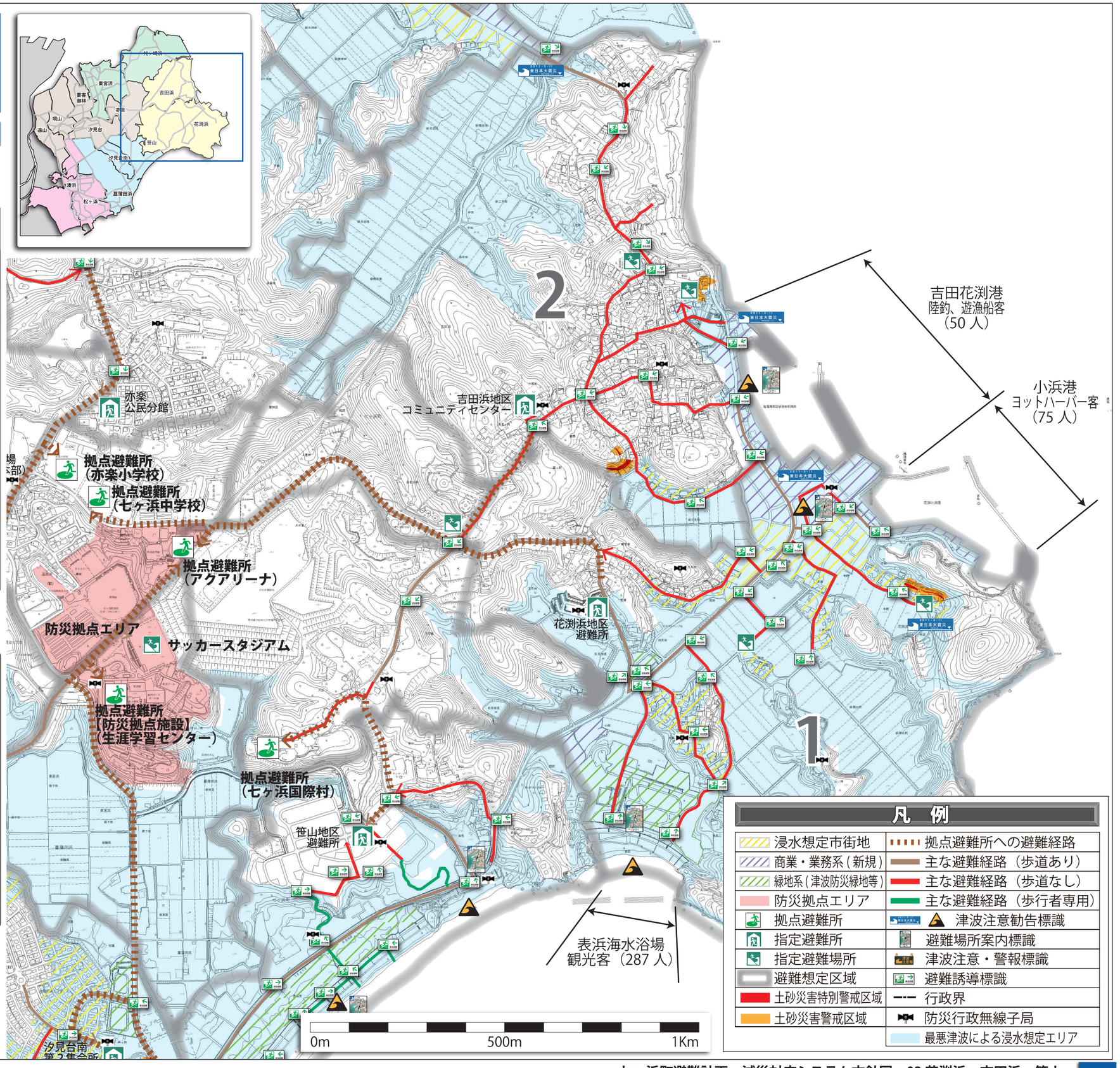

凡　例	
浸水想定市街地	拠点避難所への避難経路
商業・業務系（新規）	主な避難経路（歩道あり）
緑地系（津波防災緑地等）	主な避難経路（歩道なし）
防災拠点エリア	主な避難経路（歩行者専用）
拠点避難所	津波注意勧告標識
指定避難所	避難場所案内標識
指定避難場所	津波注意・警報標識
避難想定区域	避難誘導標識
土砂災害特別警戒区域	行政界
土砂災害警戒区域	防災行政無線子局
	最悪津波による浸水想定エリア

減災対応システム方針図
04 代ヶ崎浜・東宮浜

□避難経路

避　難　経　路

発災直後 ／ 長期避難

避難対象エリア	指定避難場所（一時避難場所）	指定避難所	拠点避難所
1 代ヶ崎浜（西、清水、土浜、峰、向田、八ケ森、影田、立花） 吉田浜（神明） 陸釣客 避難者数：846	多聞山毘沙門堂 代ヶ崎浜地区避難所（屋外） 代ヶ崎浜八ヶ森清水台地	代ヶ崎浜地区避難所（屋内）	七ヶ浜中学校
2 東宮浜（丑山、神明、前畑、上ノ台、小友、水浜、浜辺、笠岩、鶴ケ湊、寺島） 陸釣客 避難者数：339	高台広場 東宮地区防災会館 鳳寿寺境内		亦楽小学校
3 代ヶ崎浜（細田）、吉田浜（細田）、東宮浜（中山） 避難者数：146	亦楽公民分館（屋外）	亦楽公民分館（屋内）	
4 東宮浜（東兼田、石堂、吉子、西浦田、東浦田） 避難者数：77	子育て支援センター（屋外）		
5 吉田浜（小浜） 避難者数：10	七ヶ浜中学校（屋外）		

※ここで示している避難者数は、P18 で推計した居住人口を基に、平成 29 年 4 月時点の最大の避難者数を想定したものです。
※ここで示す一時避難場所は、主な場所を掲載しています。

指定避難場所（一時避難場所）	【共通事項】 ・居住箇所から 300m 以内 【指定避難場所】 ・公園や広場など ・地域防災計画で指定 【一時避難場所】 ・自主防災組織や消防団、町内会での取り決めにより設定
指定避難所	・地区公民分館や広場など ・地域防災計画で指定
拠点避難所	・学校など ・3 拠点を新たに指定し、津波レベル 2 に対応した情報網、避難所運営に必要な資機材、食料の備蓄を確保する。

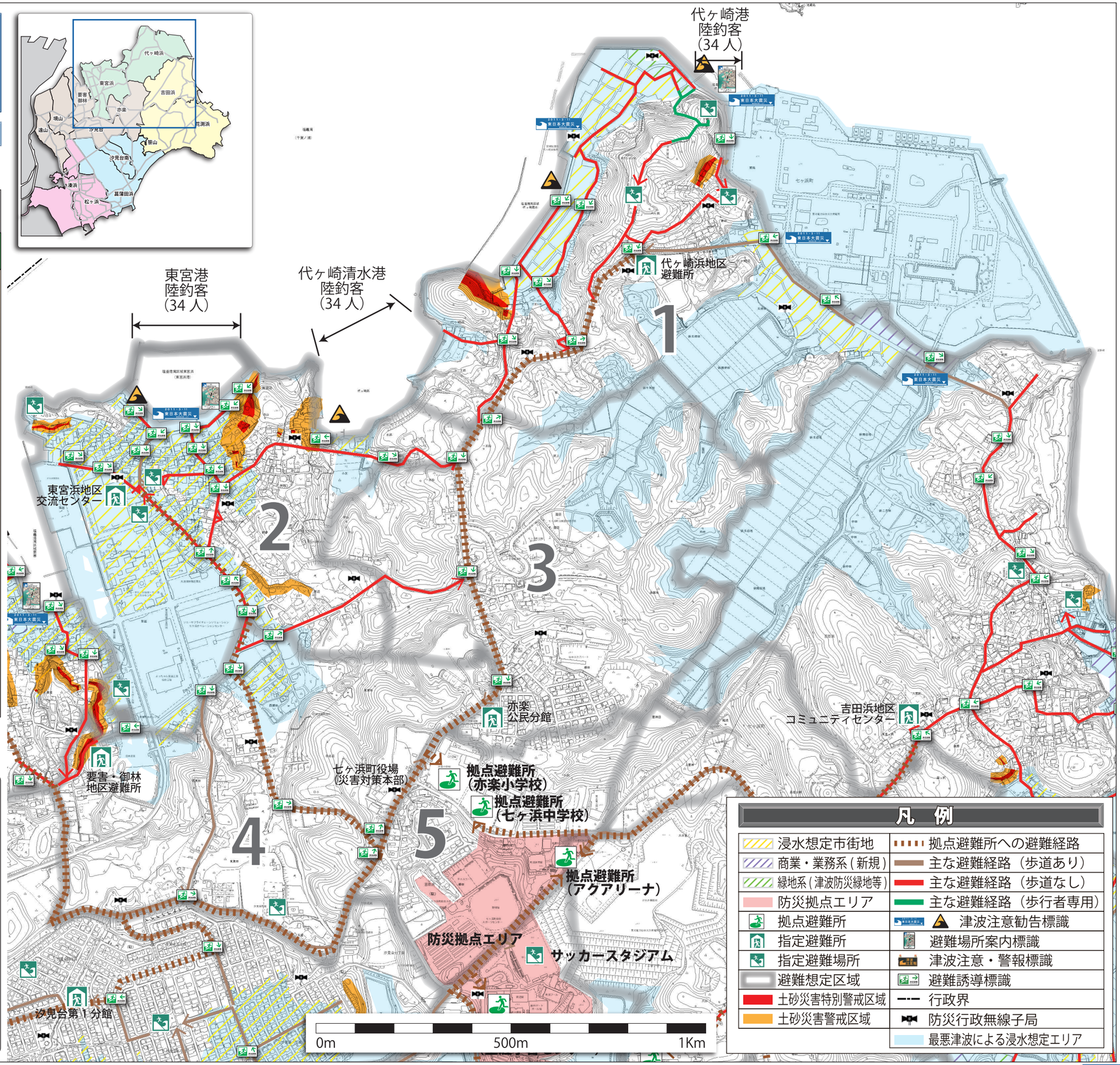

減災対応システム方針図

05 要害御林・境山・遠山・亦楽・汐見台

□避難経路

避　難　経　路

発災直後 ←→ 長期避難

避難対象エリア	指定避難場所（一時避難場所）	指定避難所	拠点避難所
1 東宮浜（要害、小畑、御林、荒敷、左道） 陸釣客、遊漁船 避難者数：438	要害港高台	亦楽小学校	
	高台広場		
	東宮浜字左道		
	御林児童遊園	要害・御林地区避難所（屋内）	
2 境山（1丁目、2丁目） 避難者数：483	大木囲貝塚遺跡公園		向洋中学校
3 遠山（3丁目、4丁目、5丁目） 避難者数：857	遠山保育所（屋外）	遠山地区避難所（屋内）	
	遠山地区避難所（屋外）		
4 遠山（1丁目、2丁目） 避難者数：388	遠山・境山児童遊園		
5 汐見台（1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目） 東宮浜（小田） 避難者数：1,713	境山地区公民分館（屋外）	境山地区公民分館（屋内）	
	汐見台四丁目児童遊園		汐見小学校
	汐見台二丁目中央公園	汐見台第１分館（屋内）	
	汐見台第１分館（屋外）		

指定避難場所（一時避難場所）	【共通事項】 ・居住箇所から 300m 以内 【指定避難場所】 ・公園や広場など ・地域防災計画で指定 【一時避難場所】 ・自主防災組織や消防団、町内会での取り決めにより設定
指定避難所	・地区公民分館や広場など ・地域防災計画で指定
拠点避難所	・学校など ・3 拠点を新たに指定し、津波レベル 2 に対応した情報網、避難所運営に必要な資機材、食料の備蓄を確保する。

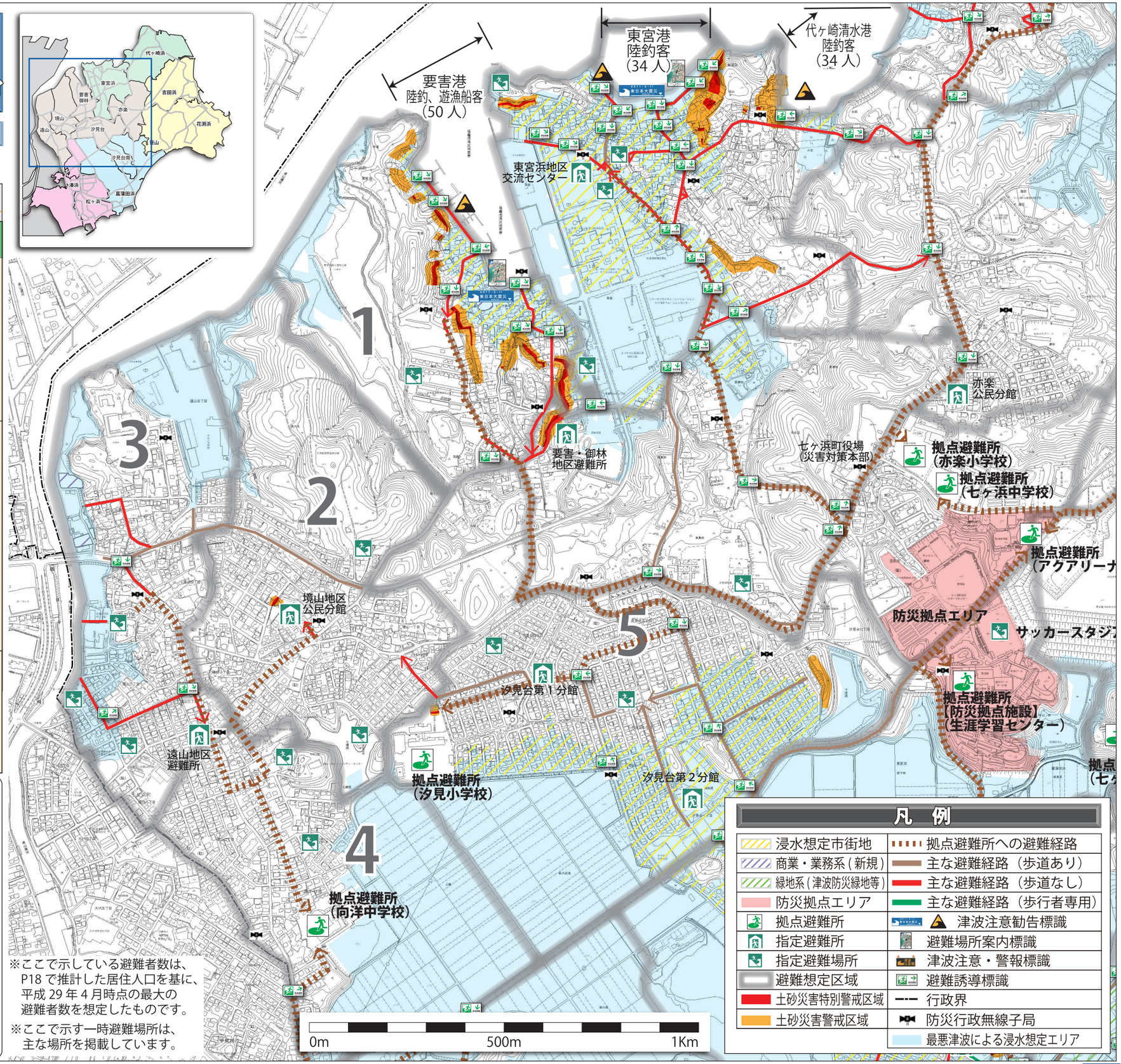

※ここで示している避難者数は、P18 で推計した居住人口を基に、平成 29 年 4 月時点の最大の避難者数を想定したものです。

※ここで示す一時避難場所は、主な場所を掲載しています。

減災対応システム方針図
06 防災拠点エリア周辺

施設名	防災機能
生涯学習センター	災害支援本部（災害対策本部は役場） 炊き出し等食料供給拠点 ボランティア等支援者宿泊 拠点避難所（収容人数：1,000）
老人福祉センター	医療支援拠点 福祉避難所
武道館 屋内運動場	支援物資受入拠点 災害ボランティア受入拠点
アクアリーナ	避難所 避難時入浴 炊き出し等食料供給拠点 拠点避難所（収容人数：1,500）
第一スポーツ広場 野球場	ヘリポート （避難・支援物資供給拠点）
サッカー スタジアム	指定避難場所 自衛隊等支援部隊駐屯地
テニスコート	支援物資ストックヤード
七ヶ浜国際村	拠点避難所（収容人数：1,000）
亦楽小学校	拠点避難所（収容人数：1,500）
七ヶ浜中学校	拠点避難所（収容人数：2,200）
菖蒲田浜 海浜公園	防災機能：海水浴客や釣り人などの 集客者の避難誘導・避難支援

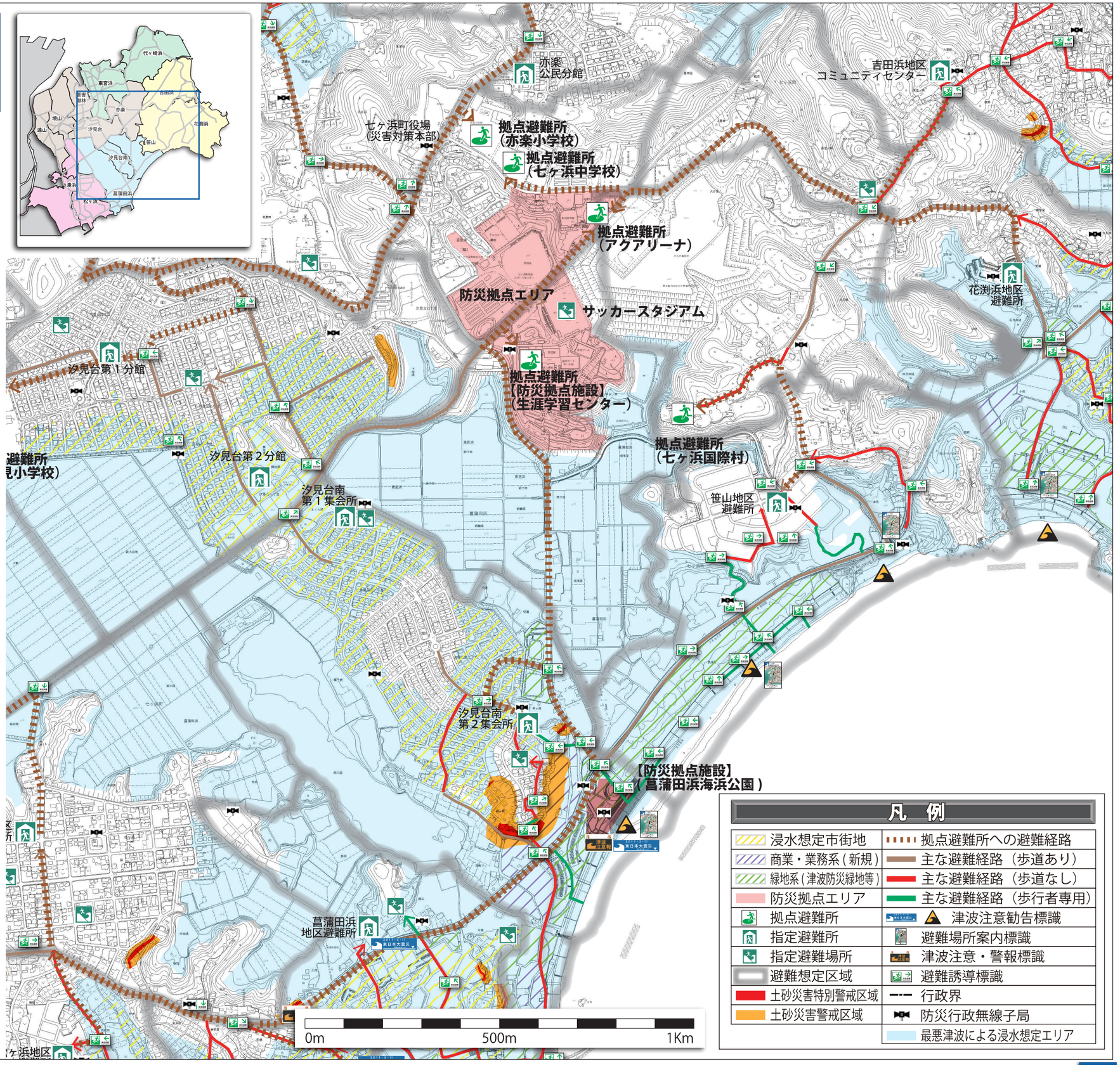

Ⅵ．避難対策に対する取り組み

１．避難施設等の整備

Ａ　避難施設の整備

○　避難所

避難所は、宮城県が示す下記の「津波避難のための施設整備指針」に基づき、安全性や機能性が確保されている場所に整備しております。

避難所の安全性の確保	・避難対象地域から外れていること ・建物を指定する場合、耐震性を有していること（昭和 56 年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物） ・周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと ・予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、更に避難できる場所の確保に努める
避難所の機能性の確保	・避難者一人あたり十分なスペースが確保されていること ・夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること ・避難場所表示があり、入口等が明確であること ・2、3 日程度宿泊できる設備（毛布等）、水や食料が備蓄されていること ・非常用電源、暖房器具等を備えていること ・高齢者や身体障害者、乳幼児、妊産婦等に配慮した環境を確保すること ・インターネット等を利用した災害情報を取得する情報端末の整備

東日本大震災の津波や地震により被災した次の避難所について、土砂災害危険箇所等の災害リスクの高い地域や避難対象地域外の安全な場所に移転し整備しました。

地区避難所整備一覧

No.	地区名	地域防災計画上の位置付け	高台住宅団地との関係	所在地
1	湊浜地区	指定避難所	単独	湊浜 2 丁目 104-1
2	松ヶ浜地区	指定避難所	一体整備	松ヶ浜字西原 100-11
3	菖蒲田浜地区	指定避難所	単独	菖蒲田浜字和田 51
4	笹山地区	指定避難所	一体整備	笹山 7-2
5	花渕浜地区	指定避難所	単独	花渕浜字五月田 50-10
6	代ヶ崎浜地区	指定避難所	一体整備	代ヶ崎浜字立花 15-1
7	要害御林地区	指定避難所	単独	東宮浜字吉子 45-1
8	遠山地区	指定避難所	単独	遠山 3 丁目 2-1

防災拠点施設（生涯学習センター）整備一覧

No.	地区名	地域防災計画上の位置付け	高台住宅団地との関係	所在地
1	亦楽地区	拠点避難所	単独	吉田浜字野山５-９

地区名	避難所名	避難所区分	収容人数
湊浜地区	湊浜地区避難所	指定避難所	100名

位置図	施設写真

地区名	避難所名	避難所区分	収容人数
松ヶ浜地区	松ヶ浜地区避難所	指定避難所	100名

位置図	施設写真

地区名	避難所名	避難所区分	収容人数
菖蒲田浜地区	菖蒲田浜地区避難所	指定避難所	100名

位置図	施設写真

地区名	避難所名	避難所区分	収容人数
花渕浜地区	花渕浜地区避難所	指定避難所	100名
位置図		施設写真	

地区名	避難所名	避難所区分	収容人数
代ヶ崎浜地区	代ヶ崎浜地区避難所	指定避難所	100名
位置図		施設写真	

地区名	避難所名	避難所区分	収容人数
要害御林地区	要害御林地区避難所	指定避難所	100名
位置図		施設写真	

地区名	避難所名	避難所区分	収容人数
遠山地区	遠山地区避難所	指定避難所	100名

位置図	施設写真

地区名	避難所名	避難所区分	収容人数
亀楽地区	生涯学習センター	拠点避難所	1,000名

位置図	施設写真

地区名	避難所名	避難所区分	収容人数
花渕浜地区	花渕浜笹山地区避難所	指定避難所	100名

位置図	施設写真

B　避難路の整備

○　避難路

避難路は、宮城県が示す下記の「津波避難のための施設整備指針」に基づき、安全性や機能性が確保されている道路を指定し、減災対応システム方針図に示します。

避難路の安全性の確保	・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、十分な幅員が確保されていること ・防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の整備）が図られていること ・海岸や運河沿いの道路は原則避け、橋梁も極力避けること ・高台等の避難場所・避難目標地点へ向け、極力直線的であること ・避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して避難できる構造物が設置されていること（避難ビルなど） ・家屋の倒壊、火災の発生等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できること
避難路の機能性の確保	・円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等の設置に努める ・夜間の避難も考慮し、蓄電池式非常灯など、停電時も機能する夜間照明等の設置に努める ・階段、急な坂道等には手すり等の設置に努める

また、東日本大震災において津波被害のあった場所については、土地区画整理事業・津波防災緑地（都市公園事業）の整備に合わせ、避難路の整備を行いました。

C　避難誘導標識の整備

避難対象区域から、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導サインについて、宮城県が示す下記の「津波避難のための施設整備指針」に基づき整備しました。

避難誘導標識の設置	・長期的な認知やメンテナンスを考慮し、住民との協働、風化しづらい形態（石碑等）や、既存の施設（建物の壁面や道路情報板など）の活用を検討すること ・津波の危険性、避難場所・避難方向、津波発生を知らせるサインを設置する ・居住者・従業者、観光や業務などで訪れる来町者、道路通行車両の運転者のそれぞれに対し、適切なサインの設置場所・掲示内容を検討する ・景観に配慮したデザインを検討する ・深夜の震災による停電時に津波が発生した場合の視認性を確保する
避難誘導標識の種類	・地震発生から数分～数十分間の限られた時間の中で迅速な避難を行うために必要なものとして、避難対象地域において、以下の 3 種類のサイン設置を検討する ① 学習系サイン１：「地域の津波の危険性」「被害の歴史」「津波の起こるしくみ」などを知らせる啓発的なもの ② 学習系サイン２：「津波避難場所」「津波避難ビル」「安全な高さ」「避難方向（経路）」「避難方法」といった避難のためのもの ③ 緊急情報系サイン：津波の発生を「感じ・あるいは知り」「逃げる」ための緊急情報を発信するもの

具体的な整備内容は以下のとおり。

区分		整備箇所	整備数
学習系サイン１	津波注意警告サイン	松ヶ浜漁港、菖蒲田漁港、菖蒲田海水浴場、小豆浜、表浜、花渕浜漁港、代ヶ崎浜、東宮浜、要害浜の各海岸に設置	13 箇所
	避難場所案内サイン		11 箇所
	津波来襲高サイン	宮城県事業の「3.11 伝承・減災プロジェクト」として設置。	14 箇所
学習系サイン２	津波避難場所サイン	各避難場所に設置	32 箇所
	避難所･避難場所併記表示サイン	避難所と避難場所が重複している施設に設置。	24 箇所
	避難誘導サイン	防災対応システム方針図に示す位置に設置	136 箇所
緊急情報系サイン	電光掲示板型 注意・警報サイン	県道塩竈七ヶ浜多賀城線及び菖蒲田浜海水浴場に設置	2 箇所

① 湊浜・松ヶ浜

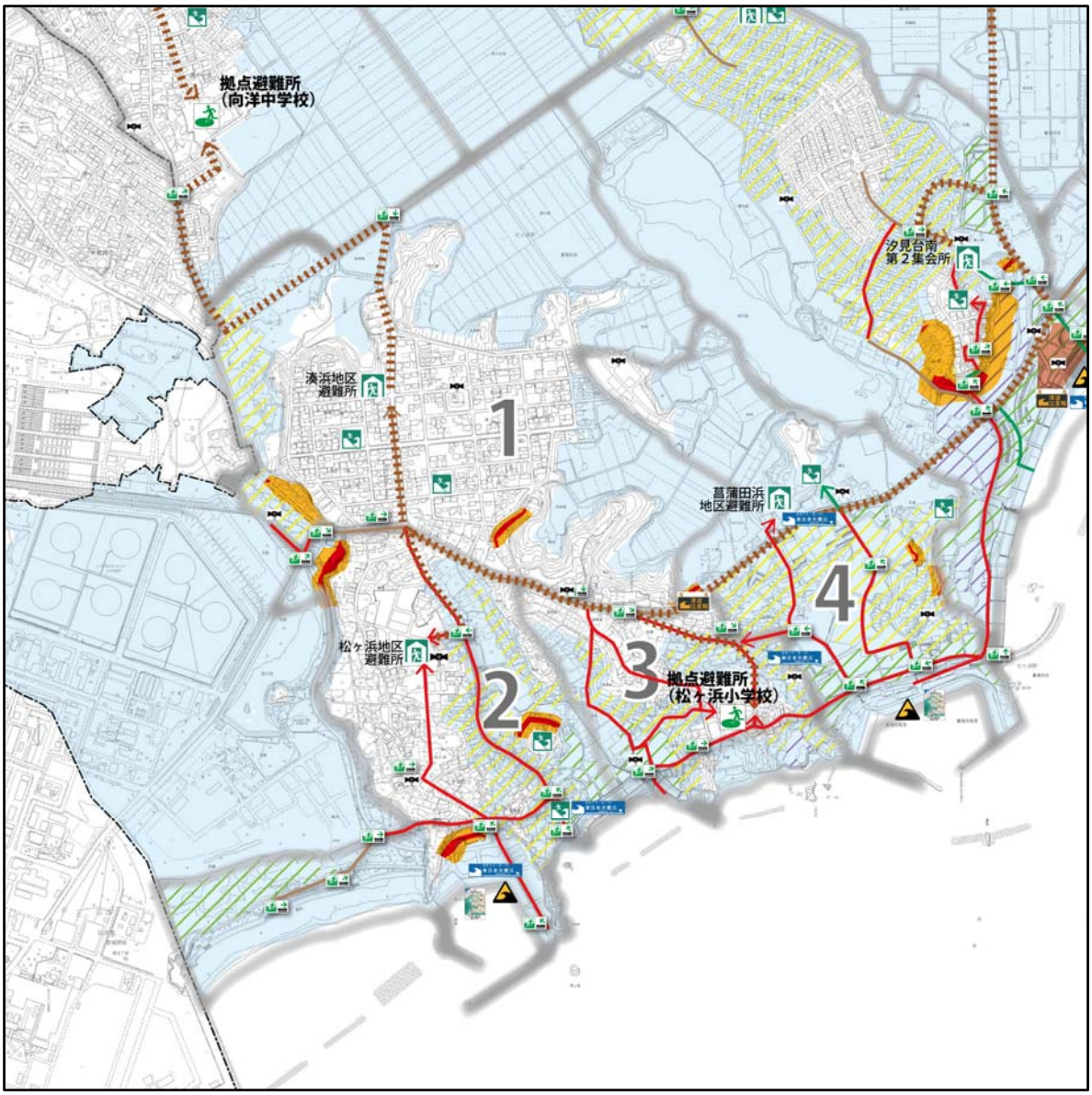

区分			整備数
学習系サイン１	津波注意警告サイン		１箇所
	避難場所案内サイン		１箇所
	津波来襲高サイン	2011・3・11 東日本大震災	３箇所
学習系サイン２	津波避難場所サイン		４箇所
	避難所・避難場所併記サイン	，	３箇所
	避難誘導サイン	津波避難	22 箇所
緊急情報系サイン	電光掲示板型注意・警報サイン	津波注意報	１箇所

※本ページに示す整備数は、湊浜・松ヶ浜地区内での整備数

② 菖蒲田浜・汐見台南

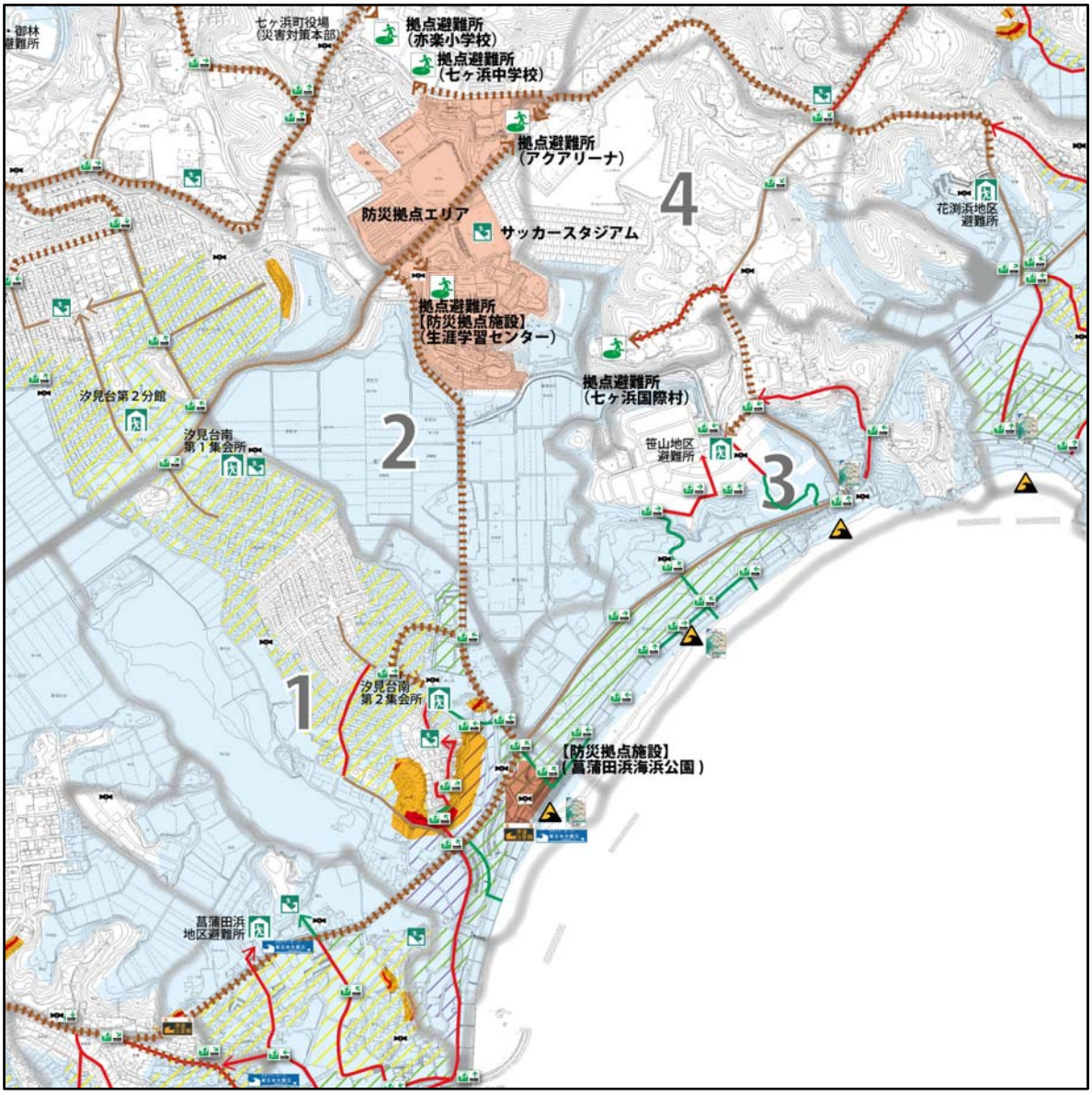

区分			整備数
学習系サイン１	津波注意警告サイン		3 箇所
	避難場所案内サイン		3 箇所
	津波来襲高サイン	2011・3・11 東日本大震災	2 箇所
学習系サイン２	津波避難場所サイン		4 箇所
	避難所・避難場所併記サイン	,	4 箇所
	避難誘導サイン		26 箇所
緊急情報系サイン	電光掲示板型注意・警報サイン	津波注意報	1 箇所

※本ページに示す整備数は、菖蒲田浜・汐見台南地区内での整備数

③　花渕浜・吉田浜・笹山

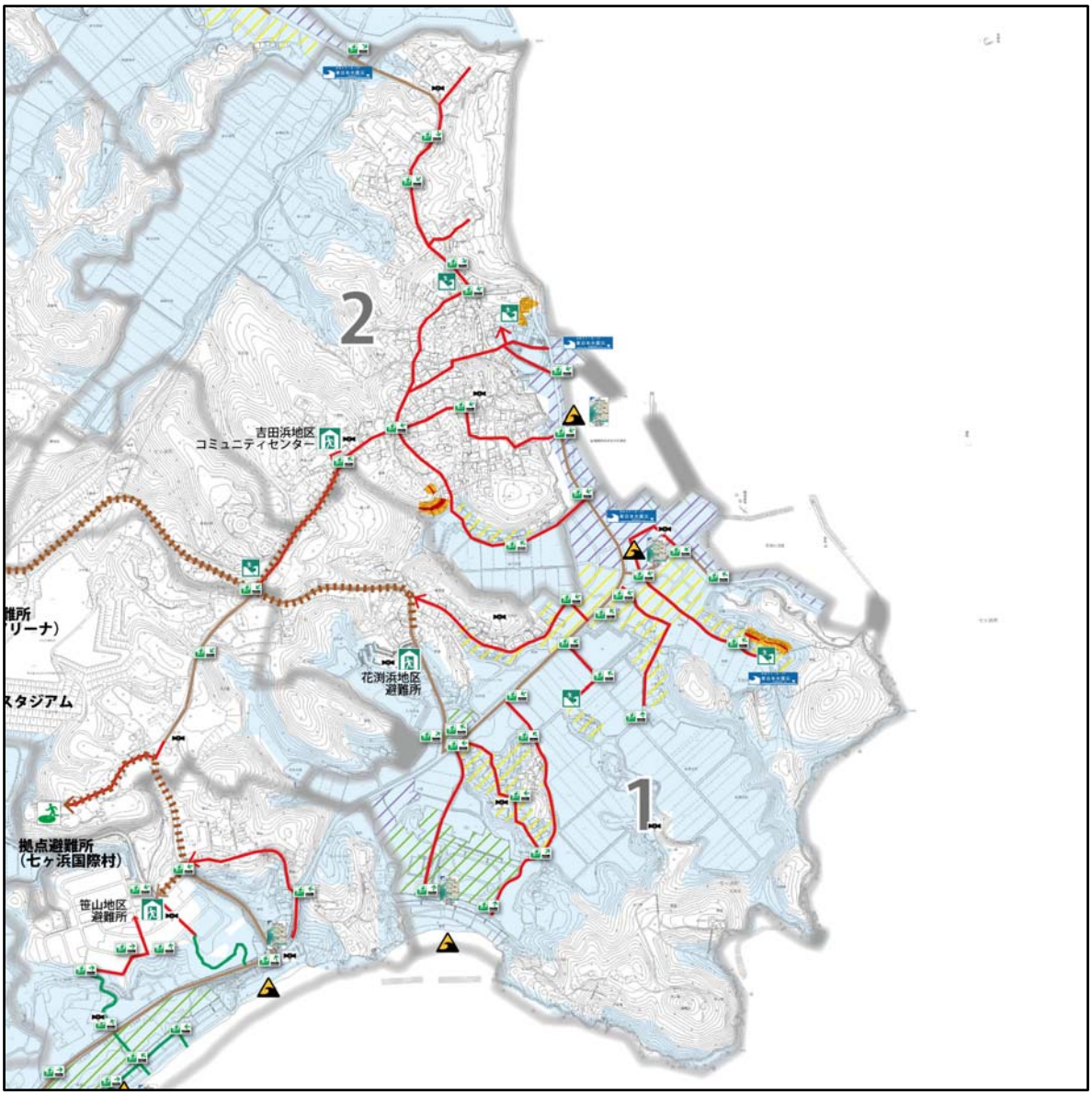

区分			整備数
学習系サイン１	津波注意警告サイン		4 箇所
	避難場所案内サイン		4 箇所
	津波来襲高サイン	2011・3・11 東日本大震災	4 箇所
学習系サイン２	津波避難場所サイン		5 箇所
	避難所・避難場所併記サイン	，	5 箇所
	避難誘導サイン		30 箇所
緊急情報系サイン	電光掲示板型注意・警報サイン	津波注意報	0 箇所

※本ページに示す整備数は、花渕浜・吉田浜・笹山地区内での整備数

④　代ヶ崎浜・東宮浜・亦楽

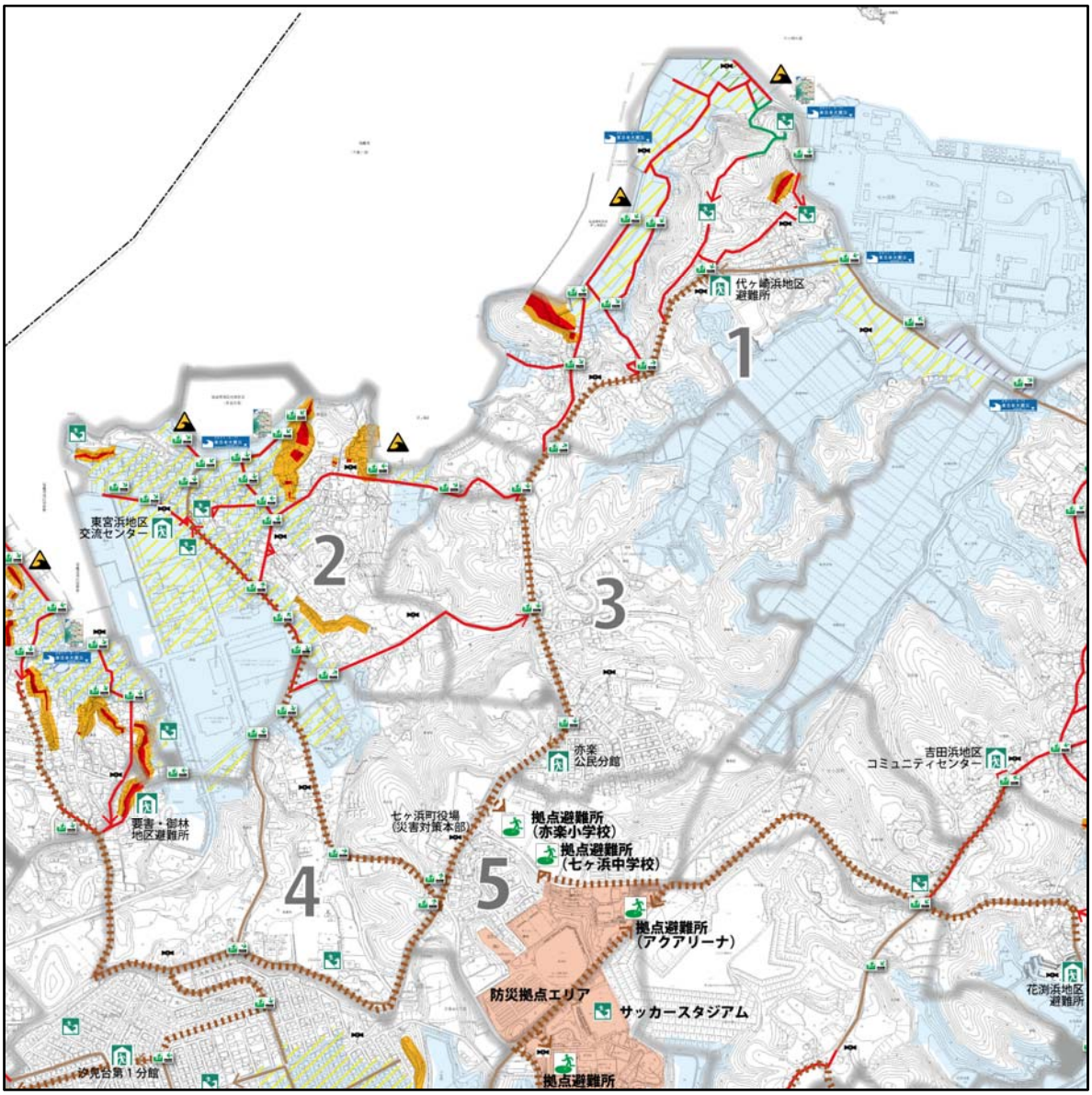

区分			整備数
学習系サイン１	津波注意警告サイン		4 箇所
	避難場所案内サイン		2 箇所
	津波来襲高サイン	2011・3・11 東日本大震災	5 箇所
学習系サイン２	津波避難場所サイン		7 箇所
	避難所・避難場所併記サイン	,	5 箇所
	避難誘導サイン		39 箇所
緊急情報系サイン	電光掲示板型注意・警報サイン	津波注意報	0 箇所

※本ページに示す整備数は、代ヶ崎浜・東宮浜・亦楽地区内での整備数

⑤　要害御林・境山・遠山・汐見台

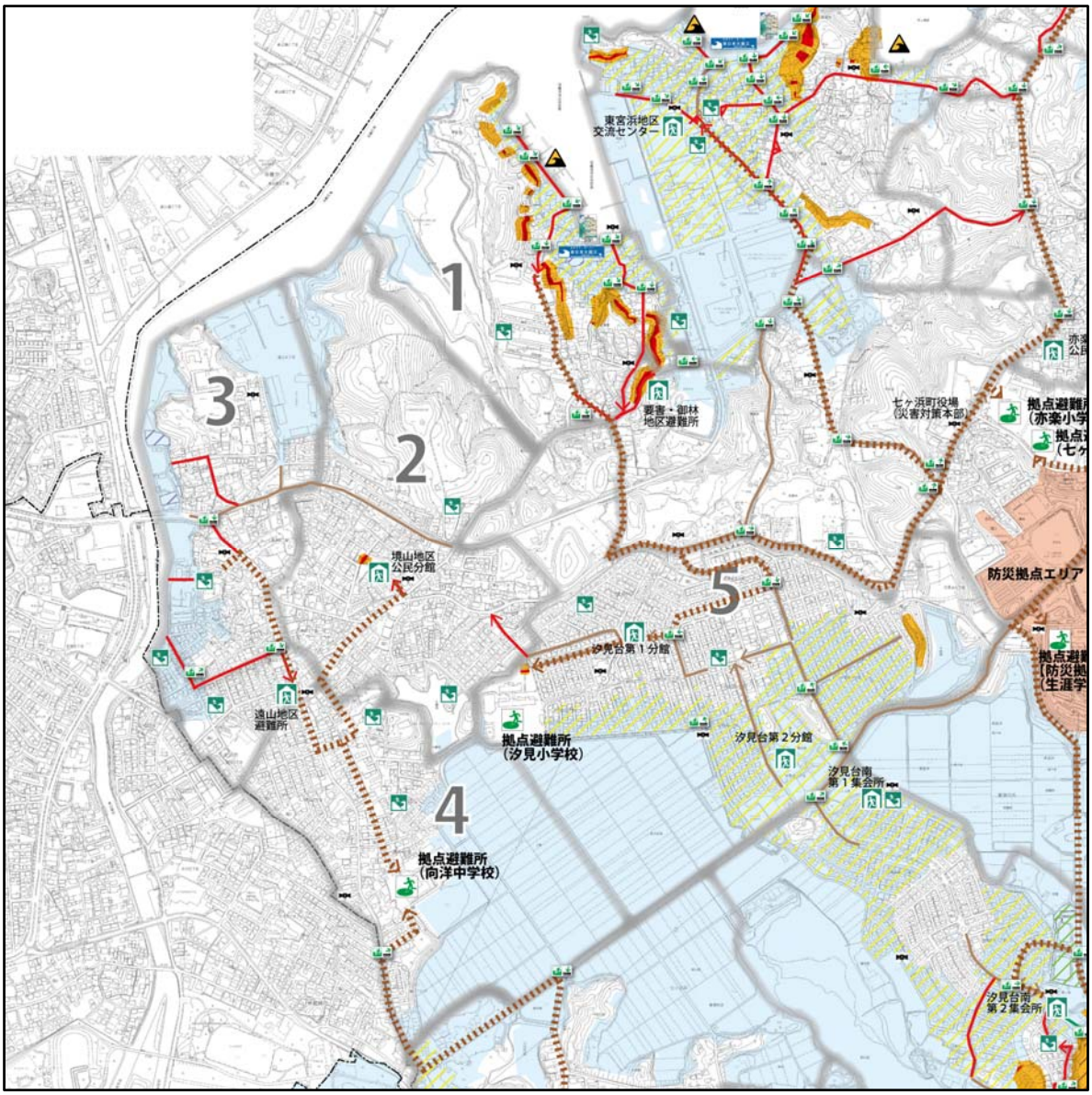

区分			整備数
学習系サイン１	津波注意警告サイン		1 箇所
	避難場所案内サイン		1 箇所
	津波来襲高サイン	2011・3・11 東日本大震災	0 箇所
学習系サイン２	津波避難場所サイン		12 箇所
	避難所・避難場所併記サイン	,	7 箇所
	避難誘導サイン		19 箇所
緊急情報系サイン	電光掲示板型注意・警報サイン	津波注意報	0 箇所

※本ページに示す整備数は、要害御林・境山・遠山・汐見台地区内での整備数

Ｄ　防災通信網の整備

津波注意報・警報、津波情報、避難勧告・指示等の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、各々の伝達手段が有する特性を比較・評価しながら、最も効果的、効率的な手段を検討します。

情報伝達手段	特　　徴
屋外拡声装置方式	・コスト面で不利であるが、地域住民、海水浴客等への情報伝達効率に優れる。Ｊ-ＡＬＥＲＴとの連動が可能で、迅速性や伝達効率に長ける
戸別受信方式	・伝達エリアが限定され、屋外への周知が困難だが地域住民への迅速、確実な情報伝達が可能
電光掲示板方式	・伝達エリアが限定され、情報伝達効率が低いが、屋外にいる者への可視情報提供が可能で、補完的システムとして有効
Ｆネット方式	・伝達エリアが限定され、屋外への周知が困難だが地域住民への迅速、確実な情報提供が可能
ＣＡＴＶ方式	・伝達エリアが限定され、屋外への周知が困難だが、可視情報提供が可能であり、地域住民への迅速、確実な情報提供が可能 ・双方向通信ができるように改造を行えば多様なサービスが可能
Ｊ-ＡＬＥＲＴ （全国瞬時警報システム）	・津波警報や緊急地震速報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報が送信され、防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を直接かつ瞬時に伝達可能

2．避難所の運営方針

避難所の運営にあたっては、以下の点に留意し実施していきます。

また、高齢者・身体障害者等の災害時避難行動要支援者に対して、必要なケアが実施できるよう、福祉避難所を「老人福祉センター」、「七ヶ浜町障害者地域活動支援センターあさひ園」、「社会福祉法人自生会七ヶ浜自生苑」、「特別養護老人ホーム第二清楽苑」、「七ヶ浜町デイサービスセンター」、「七ヶ浜海の宮デイサービスセンター」、「グループホーム七ヶ浜桜の家」に設置します。

具体的な運営方針については、「避難所運営マニュアル」に記載し、各避難所に常備しております。

事前対策	・指定した避難所の施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査し、定期的に避難所としての適性について検討を行い、避難機能の整備充実に努めること ・高齢者、障害者等の災害時避難行動要支援者が安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を、必要に応じてあらかじめ指定しておくこと ・避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと ・避難者数を想定して、必要最小限の水、食料、毛布等の備蓄に努めること ・ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ受入れ体制を検討しておくこと
開設	・原則として、町長が避難所開設の要否を判断するが、状況に応じて迅速に対応するため、最も早く対応できる者（施設管理者、自主防災組織代表者等）が応急的に避難所を開設すること、開設した際は町へ報告すること ・学校教育施設を避難所として使用する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努めること ・避難所の開設は、一般的には災害救助法に定める日数（7 日間）が基本となり、できるだけ短期間とすることを前提に、開設期間の延長にも柔軟に対応できるようにしておくこと
運営体系	・運営に必要な事項についてあらかじめマニュアルを整備すること ・避難所の運営は、避難者自身による自主組織を中心として行い、女性が積極的に参画できるように配慮すること ・避難所生活を円滑に進めるためには、定期的に避難者の自主組織による運営会議を開催すること ・避難所での円滑な共同生活のため、生活空間の利用方法、食事、清掃、プライバシーの保護といった点について基本的なルールを決めておくこと
避難所の空間配置	・避難している近隣の住民同士が、助け合いながら生活することができるよう従前のコミュニティを維持・形成できるように空間配置を検討すること ・落ち着いてきたら、個人のプライバシー保護や感染症対策、心の病気へのケア対策を考慮すること

３．発災直後、発災後の安全・安心対応策

地震等の災害発生直後は、報道関係者やボランティア等の不特定多数の人々が被災地に災害支援に訪れます。それらの人たちに混じり、避難した空き家に侵入し窃盗等を行う犯罪者も紛れ込む可能性があります。阪神淡路大震災・東日本大震災後においても、様々な地域で窃盗等の犯罪が横行しました。

このような被害を無くし、発災直後の安全性を確保するため、以下のような取り組みを実施します。

・被災者支援、災害復旧等の支援を行ってくれるボランティア等については、社会福祉協議会を通じてボランティア登録を行ってもらい、ビブス等の着用により、ボランティアであることが分かるようにします。

・二次災害等の発生の危険性が無くなった場合、消防団、自主防災組織、自治会等による地域の見廻りを実施し、不審者の発見や窃盗等の発生を未然に防止します。

・地域住民に対しても、安全が確保された段階で、避難所等において自宅等の施錠を行うよう、啓発活動を実施します。

４．啓発・教育活動、防災・避難訓練の方針

Ａ　防災啓発・教育

近年大規模化・激甚化する災害に対してハード面の整備だけでは限界があることから、迅速な避難のため、防災教育や防災訓練等の充実が必要です。

災害発生時に円滑な避難を実施するため、災害の恐ろしさや危険性、避難計画について、ハザードマップ等を活用して啓発、防災教育を積極的に実施します。

なお、啓発、教育は家庭、学校、地域（自主防災組織、町内会等）、事業所等において実施することを推進します。

また、各町内会・自主防災単位等で最低年に１度避難訓練を実施し、避難に要した時間・避難途中での問題点を確認し、今後の改善方策について話し合いを行っていきます。なお、避難訓練の実施に際して、夜間・冬期等様々な状況を想定して実施します。

□　避難訓練実施手順の事例（鹿児島市「津波避難訓練実施の手引き」より。）

避難場所の選定（より高いところを）

① 高台（できるだけ高いところ）
② ３階以上の鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物（２４時間出入り可能な建物、できるだけ高い階へ）
③ ５分くらいで避難できる場所
④ 海に面した建物よりも、できるだけ海から離れた場所（海側から１列目よりも２列目）にある建物が良い。
⑤ 津波が到達するまでに高台やビルにたどり着けない場合、緊急的な措置として、鉄道や道路等の高架部分、歩道橋等の利用を検討しましょう。
⑥ 避難する時間に、余裕がある場合とない場合の避難場所を考えておきましょう。
※ 訓練を実施するときは、施設の管理者等に訓練の実施についてご理解いただき、訓練地として安全に活用できる場所であるか、十分に確認してください。

避難経路の選定

① 山・がけ崩れ、建物の倒壊、落下物等の危険が少ないこと。
② 最短時間で避難先に到達できること。
③ 津波の進行方向と反対方向（津波に向って行くような）の経路は設定しない。
④ 複数のルートを選択できること。（家屋の倒壊、火災の発生等に対応できるよう。）
⑤ 海岸、河川沿いの道路は、原則、避難経路としない。
⑥ 夜間の避難も想定して、夜間照明等の設置されている経路が望ましい。

図　上　訓　練

地域の地図を見ながら「避難に適切な経路」、「避難路の注意事項」、「安全な避難場所」などについて、みんなで意見を出し合い、避難訓練のシミュレーションを行いましょう。

避難経路の検証（まち歩き）

「図上訓練」で話し合った避難経路や避難場所に危険な箇所（ガラス・看板の落下、崩れそうなブロック塀や土砂崩れの起きそうな崖等）がないか、実際に歩いて確認しましょう。

避難訓練の実施・検証

訓練の際は、避難対策や避難に要した時間等が想定どおりか検証し、課題の抽出・整理・解決を図り、訓練の改善を行いましょう。

B　自主防災組織の取り組み

自主防災組織は、高齢者の割合や乳幼児等の割合等、災害時避難行動要支援者等の状況や土砂災害危険箇所・津波等の予測等の各地域の災害に弱い部分の状況を把握し、以下の項目について、具体的な対応等について検討や対応を行います。

○発災時の迅速な避難に結びつく取り組み

発災時に住民の迅速な避難が可能となるよう、工夫を凝らした避難訓練・防災訓練を実施します。また、必要に応じて、避難場所の見直しを検討します。

各地区の高齢化が進む中、関連組織との連携や組織の再編等についても検討を行います。

○災害時避難行動要支援者や災害危険特性の把握への取り組み

災害時避難行動要支援者や地区住民の実態について、日常的に把握すると共に、地域の災害に弱い部分を踏まえた、地区毎の防災マップの作成や避難路の点検等を実施します。

発災時には、自主防災組織が安否確認を実施します。確認の方法として、各家庭に確認用の旗等を配布し、旗の掲揚により迅速・確実に安否確認できるような工夫を検討します。

C　自主防災組織と行政との連携

自主防災組織と行政は、互いに連携を図り、双方の弱点を補い合う関係を構築します。

自主防災組織は上記に示した事項を主体的に実施します。

行政は自主防災組織の活動や役割を認め、情報の共有、物資の補給・避難経路の確保、防災情報の円滑な伝達に関わること、地域の災害危険箇所の改善などの支援を行います。また、町全体の防災レベルの向上に資する各地区への担当職員の配置について検討します。

5．ハザードマップの作成・活用

災害の被害を軽減するためには、従来からの海岸保全施設等のハード面の整備とあわせ、危険度情報の提供などソフト施策による住民の災害に対する自助を高めることが必要です。

ハザードマップは、居住地の適切な避難実施のため、災害による被害が想定される区域とその程度を示し、必要に応じて避難所・避難場所・避難経路等の防災関連情報を加え、住民の避難の判断に資する情報を分かりやすく提供します。

6．防災情報の発令基準

気象庁が発表する津波警報・注意報の発令基準について、平成 25 年 3 月 7 日より以下のように変更になっています。また、風水害の防災情報の伝え方も平成 31 年 3 月に下記のとおり変更となっております。

＜津波警報・注意報の発令基準＞

	予想される津波の高さ	
	高さの区分	発表する値
大津波警報	10 m ～	10 m 超
	5 m ～ 10 m	10 m
	3 m ～ 5 m	5 m
津波警報	1 m ～ 3 m	3 m
津波注意報	20 cm ～ 1 m	1 m

例：3mから5mの間の津波が予想されたら
「予想される津波の高さは5m」と発表します

出典：気象庁

＜風水害の防災情報の５段階区分＞

警戒レベル	行政が出す避難・防災情報	住民に求める行動
5	災害の発生情報	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。
4	避難勧告・避難指示	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。
3	避難準備 高齢者等避難準備	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。
2	注意報	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。
1	数日中に警報級の大雨が降るとの予報	災害の心構えを高めましょう。

出典：内閣府・消防庁

Ⅶ. 避難計画策定経過

年　月　日	内　　容
平成 24 年 4 月 24 日	第１回防災 WG（避難計画策定の進め方について）
平成 24 年 5 月 22 日	第２回防災 WG（避難者数の算定・方針図について）
平成 24 年 5 月 27 日	地区避難所建設計画に向けた第 1 回ワークショップ開催 （松ヶ浜・菖蒲田浜・花渕浜）
平成 24 年 5 月 31 日	第３回震災復興推進本部会議（避難計画[骨子]の策定）
平成 24 年 6 月 3 日	地区避難所建設計画に向けた第 1 回ワークショップ開催 （湊浜・要害御林・遠山）
平成 24 年 6 月 19 日	第３回防災 WG（避難計画本計画の構成案について）
平成 24 年 7 月 7 日	地区避難所建設計画に向けた第 2 回ワークショップ開催 （松ヶ浜・菖蒲田浜・花渕浜）
平成 24 年 7 月 22 日	地区避難所建設計画に向けた第 2 回ワークショップ開催 （湊浜・要害御林・遠山）
平成 24 年 9 月 2 日	第１回避難計画策定に向けた防災・減災ワークショップ開催
平成 24 年 9 月 16 日	第２回避難計画策定に向けた防災・減災ワークショップ開催
平成 24 年 9 月 28 日	七ヶ浜町防災会議（避難計画（案）を提示）
平成 24 年 10 月 4 日	第７回震災復興推進本部会議（避難計画（案）状況報告）
平成 24 年 10 月 25 日	七ヶ浜町防災会議（避難計画の策定）

本計画やハザードマップに記載された主な避難経路は、町で指定する避難所や避難場所までの津波災害時の主要なルートです。何より生命の安全を第一に考え、体力面や時間的に無理と判断される場合は、各自主防災会で定める一時避難場所や近くの高台への避難を優先して下さい。

七ヶ浜町　避難計画

平成25年3月作成
令和2年3月改定
〒985-8577 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1
http://www.shichigahama.com